

令和5年第2回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年3月2日（木曜日）午前10時開議

議案上程（説明）

- 第 1 議案第24号 令和5年度美郷町一般会計予算
- 第 2 議案第25号 令和5年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第26号 令和5年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 第 4 議案第27号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第28号 令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第29号 令和5年度美郷町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
15番	鈴木良勝君	16番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
税務課長	奥山智佳等君	住民生活課長	木村英彰君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
建設課長	高橋博和君	商工観光交流課長	今野武俊君
農業委員会会長	高橋正尚君	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子君
教育長	福田世喜君	農業委員会 事務局局長	小田長光仁君
教育推進課長	佐々木寿人君	教育推進監	武藤浩紀君
代表監査委員	高橋信雄君	生涯学習課長	大澤修君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長 兼議事班長	佐々木直樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第24号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第1、議案第24号 令和5年度美郷町一般会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（武田浩之君） 議案第24号について、ご説明します。

令和5年度の一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ118億1,375万7,000円とするもので、令和4年度と比較し4億272万3,000円、3.5%の増となっております。

はじめに、8ページの第2表繰越明許費についてご説明します。

8款2項除排雪機械整備事業ですが、除雪ドーザ2台の購入について、機械製造に要する資材等の不足により令和5年度内の納入が困難であることから、繰越明許費を設定するものです。

次に、9ページの第3表債務負担行為についてご説明します。

住民活動センターを含む13施設の指定管理委託料のほか、美郷町中小企業振興資金融資、美郷町小口零細企業振興資金融資、美郷町中小企業創業資金融資に係る令和5年度貸付分の利子補給及び美郷町奨学金返還助成に係る令和5年度認定分の助成金について、それぞれ債務負担の期間と限度額を定めるものです。

次に、11ページ、第4表地方債についてご説明します。

合併特例債など5つの地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものです。詳細につきましては、歳入にてご説明します。

それでは、歳入から順次ご説明しますので、16・17ページをお願いします。

○税務課長（奥山智佳等君） はじめに、1款1項1目個人の町民税ですが、農業所得については米価などの上昇が見込まれるものの、生産資材の高騰などを考慮し、令和3年度の決算額と同額程度と見込んでおりますが、給与所得の伸びが見込まれるため、令和4年度と比較し2,097万

5,000円、4.05%の増となっております。

2目法人の町民税ですが、コロナ禍の影響はあるものの、県内景気は持ち直しているという金融経済概況の判断及び令和4年度の実績を基に、製造業の好業績が続くものと見込まれるため、令和4年度と比較し1,274万6,000円、23.62%の増となっております。

次に、2項1目固定資産税ですが、宅地価格の下落傾向は継続しているものの、ここ数年、償却資産の申告額が伸びていることから、令和4年度と比較し1,456万1,000円、2.25%の増となっております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金ですが、国・県からの固定資産通知に基づいて算定した結果、令和4年度と比較し7,000円、0.10%の減となっております。

次に、3項1目軽自動車税種別割ですが、区分ごとの台数の増加傾向を基に算出した結果、令和4年度と比較し198万4,000円、2.59%の増となっております。

2目軽自動車税環境性能割ですが、新車・中古車問わず、軽自動車の買換えに伴い対象台数が一定期間増え続けることが想定されることから、令和4年度と比較し177万6,000円、48.80%の増となっております。

次の4項町たばこ税ですが、喫煙人口の減少が見込まれるものの、各年度の実績を基に推計した結果、増額と見込まれるため、令和4年度と比較し700万6,000円、6.93%の増となっております。

次の5項入湯税ですが、コロナ禍の影響により利用者の傾向は回復傾向にあるものの、これまでの実績を基に推計し、令和4年度と比較して7万9,000円、10.27%の減となっております。

以上で、1款町税の説明を終わります。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きますので、18・19ページをお願いします。2款地方譲与税から20・21ページの11款交通安全対策特別交付金まで、一括してご説明します。

2款地方譲与税は、過去3年分の交付実績を基に計上しております。

3款利子割交付金から8款自動車税環境性能割交付金までは、県から示された令和5年度交付見込額を基に計上しております。

9款地方特例交付金は、過去3年間の交付実績を基に計上しております。

10款地方交付税ですが、国の令和5年度地方財政対策では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の推進並びに自治体の施設の光熱費への対応等を見込み、出口ベースで1.7%の増としております。当町における普通交付税については、国の令和5年度の地方財政の見通しを勘案し、令和4年度

と比較し約1億1,500万円増の約52億8,000万円、特別交付税は2,500万円増の2億5,000万円、合わせて約55億3,000万円、2.6%の増としております。

なお、当初予算としましては、不測の財政需要や制度改正等にも対応できるよう、一定の留保に配慮し計上しております。

2款から11款までの合計では令和4年度と比較し、約1億6,700万円、2.7%の増としております。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、12款1項1目民生費負担金の1節高齢者福祉費負担金ですが、養護老人ホームに入所されている方の自己負担分でございます。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 2目教育費負担金ですが、小中学校の学校災害共済の保護者負担金で、児童生徒1人当たり500円の負担金を計上しております。

12款の説明は以上です。

○総務課長（高橋 穰君） 22ページ・23ページをお願いいたします。

13款1項1目1節行政財産目的外使用料ですが、役場庁舎、観光施設、公民館等の社会教育体育施設に設置している自動販売機の設置料、役場庁舎に設置しているATMの設置料、公共的団体の事務所機能として貸付けしているコミュニティセンターの施設使用料、電力柱や電話柱などの土地使用料を計上しております。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 2目民生使用料ですが、こども園使用料については、3歳未満児105名分を見込み計上しております。広域入所給付金については、他自治体の児童を受入れる場合の給付金で、9名を見込んでおります。延長保育事業利用料については、3園で延べ960時間、一時保育事業利用料は延べ144日を見込んでおります。また、こども園使用料、延長保育事業利用料並びに一時保育事業利用料の滞納繰越分については存置としております。2節放課後児童クラブ利用料については、通年の利用並びに長期休業期間の利用を合わせて350名分を見込み計上しております。また、滞納繰越分は存置としております。

2目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 次の3目衛生使用料1節の斎場使用料ですが、380件を見込み計上しております。次の2節の土地使用料ですが、墓地公園内の電柱土地使用料でございます。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 4目1節観光使用料ですが、千畑地区大台野広場、六郷地区ふれあいの里、仙南地区雁の里山本公園の施設使用料等について、これまでの実績を基に計上しております。

○建設課長（高橋博和君） 5目1節住宅使用料の現年度分ですが、入居者151世帯と駐車場133台

分を計上しております。滞納繰越分は総額の1%を見込んでおります。2節道路使用料の主なものは東北電力及びN T Tの電柱設置による占用料。3節公園使用料は存置としております。

○生涯学習課長（大澤 修君） 6目教育使用料1節社会教育使用料並びに24・25ページ上段の2節社会体育使用料ですが、社会教育施設6施設と社会体育施設8施設の使用料等について、これまでの実績を基に計上しております。中央ふれあい館使用料につきましては、令和4年度まで民生使用料に計上しておりましたが、本目に科目替えしております。なお、令和4年度予算額と比較し、プールパークみさと使用料が169万2,000円の減となっており、比較減の主な要因でございます。

1項使用料の説明は以上でございます。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、2項1目総務手数料1節戸籍手数料ですが、戸籍謄本・抄本、住民票、印鑑証明等の発行手数料について、実績を基に計上しております。

○税務課長（奥山智佳等君） 次の2節事務手数料ですが、諸証明手数料、閲覧手数料、謄写手数料、いずれもこれまでの実績を基に算定し計上しております。3節督促手数料ですが、令和4年度と同額を計上しております。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、2目衛生手数料の1節生活環境手数料ですが、墓地公園管理手数料として127件分を、墓地永代名義変更等手数料及び墓地許可証等交付手数料は存置計上し、犬登録関係手数料では実績を基に600頭分を計上しております。次の2節清掃手数料の一般廃棄物処理業等許可申請手数料は9業者50人分を見込み、下段のごみ処理手数料は、有料ごみ袋の売上げについて実績を基に計上しております。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 3目1節商工手数料ですが、いずれの手数料も存置計上でございます。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 4目民生手数料ですが、こども園使用料に係る督促手数料であり、存置としております。

13款の説明は以上です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、14款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金ですが、保険基盤安定負担金は低所得者層を抱える国民健康保険を支援する国庫負担金で、負担割合2分の1を計上しております。その下の未就学児均等割保険税負担金は未就学児に係る均等割額の5割減額を公費により負担するもので、国の負担割合2分の1を計上しております。2節障害者福祉費負担金は障害者総合支援法に基づき給付される国庫負担金分で、いずれも負担割合2分の1を計上しております。3節医療給付費負担金は1歳未満の未熟児医療に係る国庫負

担金で、国の負担割合 2 分の 1 を計上しております。4 節児童手当国庫負担金は児童手当の国庫負担分でございます。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 5 節子どものための教育・保育給付費ですが、町外の認定こども園等へ入所する児童の保育業務委託料に対する国庫負担金で、20 名を見込み計上しております。負担率は基準額に対し、3 歳以上児は 50%、3 歳未満児は約 58% です。

1 目の説明は以上です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 2 目衛生費国庫負担金の 1 節保健衛生費負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種での医師等医療従事者への報償について、県外などで接種した者については国民健康保険団体連合会を通じ月遅れで請求されるため、令和 4 年度実施分の年度を越えた請求に対応するための歳出予算へ充当するもので、10 分の 10 で計上しております。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、2 項 1 目総務費国庫補助金 1 節の個人番号カード交付事業補助金ですが、マイナンバーカード交付事務に係る補助金で、交付率は 10 分の 10 でございます。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 次のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備）でございますが、こちらは名水市場湧太郎及び観光案内休憩所清水の里の改修工事に係る交付金で、補助率は 2 分の 1 でございます。

次の結婚新生活支援事業費補助金ですが、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに婚姻した夫婦に対して、住宅取得や引っ越し等に係る費用を助成するものであります。令和 5 年度より、婚姻時の年齢が夫婦ともに 29 歳以下の場合は、上限を 60 万円に引き上げて支給するものとなっております。補助率は 3 分の 2 となっております。

○福祉保健課長（高橋 勉君） その下の豪雪地帯安全確保緊急対策交付金は、在宅のひとり暮らし高齢者等に対する雪下ろし等の援助を図るための町事業や雪下ろし安全講習会にかかる経費へ充当するものでございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 次に、デジタル基盤改革支援補助金ですが、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業に対する補助金で、全額国庫補助となります。その下のデジタル田園都市国家構想交付金、デジタル実装は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、その事業の立ち上げ等に必要な経費を支援するもので、美郷町公式 LINE 調整情報配信システム構築に係る経費の 2 分の 1 を見込み計上しております。

1 目総務費国庫補助金の説明は以上になります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、2 目民生費国庫補助金の 1 節障害者福祉費補助金で

すが、訪問入浴や日中一時支援など障害者の支援事業に係る国庫補助金で、事業費の2分の1を計上しております。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 2節子ども・子育て支援交付金ですが、放課後児童クラブの運営やこども園への看護師配置などに対する補助金で、補助率は3分の1です。保育対策総合支援事業費補助金ですが、こども園の通園バス運行の際の園児の置き去りを防止する機器設置に対するもので、補助率は10分の10です。また、新型コロナウイルス等の感染対策に要するアルコール消毒液等の購入については、補助率2分の1です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） その下の出産・子育て応援交付金は、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するとして、国において創設されたもので、妊娠・出産届出後の面談による応援金の支給や、保健師とネットを通じて相談ができる支援アプリの導入経費の財源となるものです。応援金の国負担分3分の2の566万6,000円に支援アプリ導入の国負担10分の10の96万8,000円を合わせて計上しております。3節社会福祉費補助金は生活困窮者の相談支援等を実施するための費用に係る国庫補助金で、補助率4分の3を計上しております。

○建設課長（高橋博和君） 3目1節浄化槽設置整備事業費補助金は合併浄化槽の整備に対する国補助金で、国の補助率は補助基本額の3分の1となります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 2節保健衛生費補助金のがん検診推進事業費補助金は、乳がん・子宮がん検診の事務費に係る国庫補助金でございます。次の感染症予防事業費等国庫補助金は、風疹抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査・予防接種費用に係る国庫補助金でございます。その下の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、国民健康保険団体連合会を通じた令和4年度分の請求に係る事務経費へ充当するもので、10分の10で計上しております。

○建設課長（高橋博和君） 4目1節道路新設改良費補助金は、上段の交付金は幹線道路改良や除雪機械更新、下段の補助金は歩道整備、橋梁点検や補修などに対する交付金で、おおむね6割前後を見込んで計上しております。

次の28・29ページをお願いします。

2節住宅管理費補助金のうち、社会資本整備総合交付金は一般住宅の耐震診断と耐震改修に対する国補助金であり、こちらは定額補助となります。

○住民生活課長（木村英彰君） 下段の空き家対策総合支援事業費補助金は、不良住宅となっている危険空き家の除去に係る国庫補助で、補助率2分の1で2件分を計上しております。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 5目教育費国庫補助金1節小学校要保護児童生徒就学援助費補助金並びに2節中学校要保護児童生徒就学援助費補助金ですが、存置としております。また、1

節小学校における学校保健特別対策事業費補助金並びに 2 節中学校における学校保健特別対策事業費補助金については、新型コロナウイルス等の感染対策に要する保健衛生用品の購入に対するもので、補助率は 2 分の 1 です。

○生涯学習課長（大澤 修君） 3 節社会教育費補助金ですが、埋蔵文化財発掘調査事業に係る国補助金として県営圃場整備事業明田地野際地区の試掘調査及び後三年合戦関連長岡森館の遺跡地図作成に係る事業費の 2 分の 1 を計上しております。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 4 節学校施設環境改善交付金ですが、北学校給食センターの空調設備改修に対するもので、補助率は基準額に対して 3 分の 1 です。

2 項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、3 項 1 目 1 節総務管理費委託金の自衛官募集事務委託金ですが、広報活動など町が行う自衛官募集事務に係る委託金でございます。次の 2 節の中長期在留者居住地届出等事務委託金ですが、在留外国人の各種届出事務に係る委託金でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 2 目民生費委託金の 1 節児童福祉費委託金は、心身に障害を有する児童を養育している保護者に支給される特別児童扶養手当の事務費に係る国からの委託金です。

○住民生活課長（木村英彰君） 次の 2 節の基礎年金等事務費委託金ですが、国民年金の届出の受理等に係る委託金でございます。

以上で 14 款の説明を終わります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、15 款 1 項 1 目民生費県負担金の 1 節社会福祉費負担金は、上 2 つの保険基盤安定負担金は国民健康保険の税軽減分が負担割合 4 分の 3、低所得者層の支援としての保険者支援分は負担割合 4 分の 1、3 つ目の後期高齢者医療は税軽減分で負担割合 4 分の 3 でそれぞれ計上しております。民生児童委員協議会負担金は民生児童委員協議会事業に対する県からの負担金で、一番下の未就学児均等割保険税負担金は未就学児に係る均等割額の 5 割減額を公費により負担するもので、県の負担割合 4 分の 1 を計上しております。2 節障害者福祉費負担金は、障害者総合支援法に基づき給付される県負担分 4 分の 1 を計上しております。3 節医療給付費負担金は 1 歳未満の未熟児医療に係る県負担金で、負担割合 4 分の 1 でございます。4 節児童手当県負担金は児童手当の県負担分でございます。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 30 ページ・31 ページをお願いします。

5 節子どものための教育・保育給付費ですが、町外の認定こども園等へ入所する児童の保育業

務委託料に対する県負担金で、20名分を見込み計上しております。負担率は基準額に対して3歳以上児は25%、3歳未満児は約20%です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 6節児童保護措置費県負担金は、18歳未満の子供を養育している女性が子供と一緒に生活できる児童福祉施設の入所に要する費用の県負担金でございます。

○生涯学習課長（大澤 修君） 2目教育費県負担金、ホストタウン事業費負担金ですが、国内で開催されるバドミントン大会に出場するタイ・バドミントンナショナルチームとの交流事業に係る県負担金として事業費の2分の1、令和5年度の上限額50万円を計上しております。

1項県負担金の説明は以上でございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きまして、2項1目1節生活バス路線維持費補助金ですが、乗合路線バス運行に対する県からの補助金で、令和4年度実績を勘案し計上しております。その下の電源立地地域対策交付金は、湯沢市の山葵沢地熱発電所の周辺自治体に対して交付されるもので、令和3年度において、5か年分の配分額を一括交付される予定でしたが、事業実績が交付予定額を下回ったため、令和5年度に残りの分が交付されるものです。

1目総務費県補助金の説明は以上でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 2目民生費県補助金の1節障害者福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金は訪問入浴や日中一時支援など障害者の支援事業に係る県補助金で、補助割合は4分の1でございます。2つ目のすこやか療育支援事業費補助金は児童発達支援サービスの利用に係る県補助金で、補助割合は2分の1です。2節高齢者福祉費補助金は老人クラブ事業及び連合会への県補助金でございます。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 3節児童福祉費補助金ですが、すこやか子育て支援事業費補助金については、保護者等負担のこども園使用料や給食費に対する補助金です。放課後児童健全育成事業費補助金については、放課後児童クラブの管理運営に対する補助金です。市町村子ども・子育て支援事業費補助金については、乳児への家庭訪問や子育て包括支援センターの運営などに対する補助金です。地域子ども・子育て支援事業費補助金については、認定こども園の看護師配置や一時保育に対する補助金です。子育てファミリー支援事業補助金については、平成30年4月2日以後に第3子以降のお子さん生まれた家庭を対象に予防接種やおむつの購入などに要した費用に対する補助金で、80名分を見込み計上しております。補助率は2分の1で上限は1万5,000円です。施設型給付費地方単独費用補助金については、町外の認定こども園に入所する教育認定児童の業務委託に係る補助金です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） その下の出産・子育て応援事業費補助金は、県補助金6分の1を

計上しております。その下の秋田出産おめでとう給付金事業費補助金は、出生届出後の子育て家庭に対し、県からの給付金に係るもので、子供1人当たり2万円、令和4年4月1日以降に生まれた子供が対象で、2年分170人分を計上しております。4節医療給付費補助金は福祉医療費に対する県制度分の補助金で、補助割合2分の1でございます。

3目衛生費県補助金の1節保健衛生総務費補助金は、妊婦健診、歯科健診、各種がん検診、がん患者医療用補正具、自殺対策事業等健康づくり、健康増進に係る事業への補助金でございます。

○建設課長（高橋博和君） 2節のうち浄化槽設置整備事業費補助金は、先ほど説明いたしました国補助金に対応する県補助です。県の補助率は補助基準額の3分の1となります。

○農政課長（中田裕克君） 次の県民参加の森づくり事業費補助金ですが、七滝水の森植樹事業などに係る県補助金で、上限額は100万円でございます。

○農業委員会事務局長（小田長光仁君） 32・33ページをお願いいたします。

4目1節農業委員会費補助金ですが、1行目、農業委員会交付金は農業委員会事務局職員の人件費に対する補助金でございます。2行目、機構集積支援事業費補助金は農業委員及び職員の資質向上を図るための各種研修等に参加するための経費に対する補助金でございます。3行目、農地利用最適化交付金はタブレット端末に関わる経費に対する交付金でございます。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、2節農業振興費補助金ですが、主なものとしまして、一番上の経営所得安定対策等推進事業費補助金ですが、町地域農業再生協議会が実施する経営所得安定対策事業の事務費等の経費に対する県補助金で、補助率は10分の10でございます。4段目の機構集積協力金交付事業費補助金ですが、農地中間管理機構を通じて農地を貸付けた場合に、農地の出し手や集積を行った地域に対し交付される県補助金で、補助率は10分の10でございます。6段目の産地パワーアップ土づくり事業費補助金ですが、堆肥の実証的な活用による土づくりの取組を支援する県補助金で、上限額は10アール当たり3万円以内でございます。次の新規就農者育成対策事業費補助金ですが、次世代を担う農業者となることを志向する方に対し、就農直後の経営確立に必要な資金のほか、機械・施設等の導入も併せて総合的に支援する県補助金で、補助率は経営開始資金が10分の10、機械導入費等は4分の3でございます。下から2段目の夢ある園芸産地創造事業費補助金ですが、複合型生産構造への転換に向けた取組を強化するため、施設・機械等の導入を支援する県補助金で、補助率は3分の1以内でございます。一番下の地域計画策定推進緊急対策事業費補助金ですが、令和5年4月から施行される改正農業経営基盤強化促進法により、地域農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画を作成するための事務費等

の経費に対する県補助金で、補助率は10分の10でございます。

続きまして、3節農村整備費補助金ですが、2段目の多面的機能支払交付金ですが、地域協働で行う多面的機能を支える活動等に対し、4段目の中山間地域等直接支払交付金は中山間地域の将来に向けて維持する活動等を支援する交付金で、いずれの事業も補助率4分の3でございます。一番下の基盤整備促進事業費補助金ですが、令和7年度事業採択を目指す六郷西部第2及び大坂・善知鳥地区の換地等調整業務に対する県補助金で、補助率は55%でございます。

続きまして、4節林業費補助金ですが、一番上の森林病虫害等防除対策事業費補助金ですが、松くい虫やナラ枯れ等の防除対策のための経費に対する県補助金で、補助率は4分の3でございます。一番下の流域育成林整備事業費補助金ですが、七滝山の針広混交林化のための林道整備に対する補助金で、補助率は国・県合わせて55%でございます。

○建設課長（高橋博和君） 5目1節の木造住宅耐震改修事業費補助金は、先ほど説明いたしました住宅関連の国補助金に対応する県の補助です。

○生涯学習課長（大澤 修君） 6目教育費県補助金1節社会教育費補助金ですが、埋蔵文化財発掘調査事業に係る県補助金として、先ほど説明した国補助金に対応する事業費の10分の1を計上しております。また、学校・家庭・地域連携総合推進事業として、みさぼーとによる学校活動への地域住民ボランティアのコーディネート経費に係る補助金として事業費の3分の2を計上しております。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 2節地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業補助金については、スクールガードリーダーの活動に対する補助金です。

6目の説明は以上です。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 7目1節移住支援事業費補助金ですが、首都圏からの移住者に対して移住支援金を支給する国・県が連携した支援制度でございます。1世帯に100万円、子供がいる場合は1人当たり100万円を加算して補助するものとなっております。件数は一世帯分と子供加算を2件分計上し、その補助率は4分の3となっております。

2項の説明は以上です。

○総務課長（高橋 稔君） 34・35ページをお願いいたします。

3項1目1節県広報誌類配布委託金ですが、県政だより及び県議会だよりの配布に対する委託金でございます。

○住民生活課長（木村英彰君） 次の人権啓発活動地方委託金ですが、人権擁護委員と町内3小学校で取り組んでいただいている人権の花運動に係る委託金でございます。

○**税務課長（奥山智佳等君）** 次の2節税務総務費委託金ですが、県民税の徴収事務に関わる委託金で、令和4年度の納税義務者の見込数を基に算定し計上しております。

○**住民生活課長（木村英彰君）** 次の3節の人口流動調査交付金は転入転出などの調査に対する交付金で、下段の人口動態調査交付金は、出生、婚姻、死亡等の調査に対する交付金でございます。

○**企画財政課長（武田浩之君）** 4節統計調査費委託金ですが、学校基本調査、住宅土地統計調査、経済センサス調査、農林業センサス調査及び国勢調査調査区設定に対する委託金を計上しております。

○**総務課長（高橋 穰君）** 次の5節選挙費委託金は秋田県議会議員一般選挙の委託金でございます。次の6節総務費権限移譲推進交付金から2目1節、3目1節、4目1節、5目1節、6目2節、7目1節、8目1節については、県からの権限移譲による交付金でございます。

○**建設課長（高橋博和君）** 説明を追加いたしまして、6目土木費委託金1節の冬期除雪作業委託金ですが、県道の3路線、車道約13キロ、歩道約3キロを町が除雪する予定となっており、これに対するものとなります。

○**総務課長（高橋 穰君）** 続きまして、ページ下段、16款1項1目1節土地建物貸付収入ですが、土地分としては、千畑工業団地、旧学校用地及び電柱電話柱用地などの貸付け39件分でございます。

次の36・37ページをお願いいたします。

建物分としては、旧南行政センターのATMとPHS基地局の貸付分を計上しております。

○**企画財政課長（武田浩之君）** 2目の利子及び配当金ですが、14の基金の利子分を計上しております。

なお、5行目にあります配当金ですが、県南環境保全センター等からの配当金を計上しております。

2目の説明は以上になります。

○**総務課長（高橋 穰君）** 次の2項1目1節不動産売払収入ですが、土地及び建物については存置計上してございます。立木売払収入については、仏沢地区の町有林の搬出間伐500立米分を予定し計上してございます。

○**生涯学習課長（大澤 修君）** 2目1節物品売払収入ですが、道路改良工事等で発生した古材を売払いした収入のほか、令和5年度に刊行を予定している美郷町オリジナル絵本等の販売収入を計上しております。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 続きまして、3目1節生産物売払収入ですが、ラベンダーまつり期間中の摘み取り料などについて、過去の実績を基に計上しております。

16款の説明は以上です。

続きまして、17款1項1目1節一般寄附金ですが、存置計上でございます。

次のラベンダー育成協力金はラベンダー育成のための寄附金であり、これまでの実績を基に計上しております。

○企画財政課長（武田浩之君） 2目指定寄附金ですが、ふるさと美郷応援寄附金について、令和4年度の実績等を考慮し2,700万円を計上しております。

17款の説明は以上になります。

38・39ページをお願いします。

18款1項基金繰入金ですが、1目の公共施設整備基金繰入金は、こども園施設、温泉施設、公営住宅、社会体育施設などの環境整備に充当するため、2億円を繰り入れるものです。

2目のふるさと美郷子ども育成基金繰入金は、子供の感性・創造力育成事業などに充当するため、令和4年度末の基金残の見込額を繰り入れるものです。

○農政課長（中田裕克君） 1節薬用植物栽培推進基金繰入金は、株式会社龍角散からの寄附による基金を活用し、栽培農家に対し、栽培面積や出荷量等に応じた支援や栽培機具の購入に一部繰り入れるものでございます。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 4目佐々木毅「鴻鵠の志」育成基金繰入金ですが、小学校6年生並びに中学生を対象に、著名な方を講師に迎えての講演会の開催などに対し繰り入れるものです。

4目の説明は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君） 19款の繰越金ですが、過去3年間の決算状況等を考慮し計上しております。

19款の説明は以上になります。

○農政課長（中田裕克君） 一番下の森林環境保全基金繰入金でございますが、森林環境保全基金から町の財源に充てる森林環境に活用した部分に繰り入れるものでございます。

○税務課長（奥山智佳等君） 続きまして、20款1項1目延滞金ですが、令和4年度の実績を見込み計上しております。

2目の過料ですが、存置計上としております。

○企画財政課長（武田浩之君） 2項1目町預金利子ですが、令和4年度の預金利子等を考慮し計

上しております。

2項の説明は以上になります。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 3項1目奨学資金貸付金元金収入ですが、81名分を見込み計上しております。また、滞納繰越分は納付誓約書により毎月納付している方の分を計上しております。

1目の説明は以上です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 40ページ・41ページをお願いいたします。

2目高齢者住宅整備資金貸付金元利収入の1節滞納繰越分は1名分を計上しております。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 続きまして、3目1節中小企業振興貸付金元利収入ですが、貸付金の基となります預託金の元金収入でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、4目障害者住宅整備資金貸付金元利収入の1節元金は1名分を、利子は存置計上しております。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、4項1目総務費受託事業収入1節の交通災害等共済加入受託収入ですが、交通災害共済の受託事務に係るもので、1,500件の加入を見込んでおります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 2目民生費受託事業収入の1節は、保険者である広域市町村圏組合から介護保険事業等に要する費用分の収入でございます。

○農業委員会事務局長（小田長光仁君） 次の3目1節農林水産業費受託事業収入ですが、1行目、農業者年金基金業務受託収入は農業者年金事業に関する届出の受付事務等に係る独立行政法人農業者年金基金からの受託収入でございます。2行目、特例事業等業務受託収入は農地中間管理機構を介した農地売買の業務取扱いに係る公益社団法人秋田県農業公社からの受託収入でございます。

○農政課長（中田裕克君） 次の農地中間管理事業業務受託収入ですが、農地中間管理事業の事務手続等に係る公益社団法人秋田県農業公社からの受託収入でございます。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 次の商工費、受託事業収入でございますが、大仙市と共同で庁内に設置しております大型案内看板の修繕事業につきまして、令和4年度に大仙市負担分を受託して事業を行ってまいりましたが、事業が完了したため廃目としております。

○総務課長（高橋 穰君） 5項1目の1節違約金2節延滞利息は存置計上しております。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 2目給食事業収入ですが、学校給食費受入金については、児童700名分、生徒391名分、教職員等152名を見込み計上しております。また、滞納繰越分は納付誓約

書により毎月納付している方の分を計上しております。一時保育分給食代については108食分、こども園職員等給食代は164名分、こども園給食費受入金は広域受入児童5名分を見込み計上しております。また、一時保育分給食代並びにこども園給食費受入金の滞納繰越分については存置としております。

2目の説明は以上です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、3目過年度収入の1節国庫支出金過年度収入は存置計上しております。

○総務課長（高橋 穰君） 続きまして、ページ下段から44・45ページまでの4目1節雑入ですが、300万円以上の額の大きなものを説明いたします。

総務課関係では、43ページ、8行目、クリーンエネルギー自動車インフラ導入促進補助金ですが、次世代自動車導入事業の取組で、更新する公用車としてプラグインハイブリッド車の購入及び公用車車庫内への充電用電源引込み工事並びに道の駅へのEV車急速充電設備設置に対する補助金でございます。その5行下、搬出間伐事業補助金ですが、仏沢地区の間伐事業に対する仙北東森林組合からの補助金でございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 次に、企画財政課関係ですが、中段にあります秋田県市町村振興協会からの交付金684万円と助成金682万8,000円を計上しております。これは市町村振興協会の宝くじの収益金を活用し、市町村を支援するため交付されるものです。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 福祉保健課関係でございますが、43ページ中段の後期高齢者医療制度特別対策補助金はインフルエンザ予防接種事業等に係る秋田県後期高齢者医療広域連合からの補助金です。介護予防サービス計画作成費収入は、介護予防プラン作成費用として国民健康保険団体連合会から支払われるものでございます。その下の総合健診料は自己負担分を計上しております。1つ置いて、後期高齢者健診事業補助金は後期高齢者の健診に係る秋田県後期高齢者医療広域連合からの補助金でございます。

44ページ・45ページをお願いいたします。

上から3つ目の介護予防ケアマネジメント作成費収入は、介護予防日常生活支援総合事業利用者のケアプランを作成する費用が国民健康保険団体連合会から支給されるものでございます。保健事業と介護予防の一体的な実施に係る委託料は、高齢者の介護予防、フレイル予防のための保健事業等について、秋田県後期高齢者医療広域連合から委託を受けるものでございます。

福祉保健課関係は以上でございます。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 続きまして、商工観光交流課関係ですが、上から9行目の地

元対策負担金でございます。サテライト六郷の競輪及びオートレースの売上げのうち0.5%につきまして実績を基に計上しております。

4目の説明は以上でございます。

○**税務課長（奥山智佳等君）** 次の5目弁償金ですが、存置計上しております。

以上で20款の説明を終わります。

○**企画財政課長（武田浩之君）** 続きまして、21款町債についてご説明します。1項1目総務債の1節生活交通対策事業債は予約制乗合タクシー運行事業に充当するものです。2節移住・定住推進事業債は美郷暮らし促進奨励事業に充当するものです。3節公共施設整備事業債の脱炭素化推進事業債は、役場庁舎照明設備LED化事業及び次世代自動車導入事業に充当するものです。

次に、2目の民生債の1節高齢者福祉対策事業債はふれあい安心電話事業に充当するものです。2節子育て支援事業債は子ども医療費助成事業に充当するものです。

46・47ページをお願いします。

3節障害者福祉対策事業債は透析通院者支援事業に充当するものです。

次に、3目土木債の1節町道新設改良事業債のうち合併特例債ですが、社会資本道路整備事業及び歩道整備事業並びに除雪機械購入事業等に充当するものです。過疎対策事業債は橋梁長寿命化事業及び集落間道路整備事業等に、緊急自然災害防止対策事業債は道路維持管理事業にそれぞれ充当するものです。2節水質保全対策事業債は合併浄化槽水質環境保全事業に充当するものです。3節住環境整備事業債は住宅リフォーム緊急支援事業に充当するものです。4節河川工事債のうち、緊急しゅんせつ推進事業債は河川しゅんせつ事業に、緊急自然災害防止対策事業債は河川改修事業にそれぞれ充当するものです。

次に、4目消防債の1節消防施設整備事業債のうち過疎対策事業債ですが、消防車両更新に伴う大曲仙北広域市町村圏組合への負担金に、合併特例債は消防指令センター部分改修に伴う同組合への負担金に、緊急防災・減災事業債は小型動力ポンプ更新にそれぞれ充当するものです。

次に、5目教育債の1節教育施設整備事業債は北学校給食センター空調設備改修事業に充当するものです。2節教育支援事業債は国際教育推進事業に充当するものです。

次に、6目農林水産業債の1節農村整備事業債は補助整備事業等に充当するものです。2節公有林整備事業債は林道七滝山線整備事業に充当するものです。3節畜産施設整備事業債はアクティセンター整備事業に充当するものです。4節農業振興事業債は作物転換総合支援事業及び循環型農業土づくり応援事業に充当するものです。5節畜産振興事業債は優良牛飼育奨励事業及び家畜自衛防疫事業に充当するものです。

次に、7目衛生債の1節保健衛生施設整備事業債は、新南部斎場建設事業及び新中央し尿処理センター建設事業に係る大曲仙北広域市町村圏組合への負担金に充当するものです。2節家庭用井戸等整備事業債は上水道未普及地域における家庭用飲用井戸等整備事業に充当するものです。

次に、8目商工債の1節観光施設整備事業債は名水市場湧太郎観光案内休憩所改修事業及び後三年スキー場の圧雪車更新に充当するものです。

詳細につきましては、償還時に交付税算入率の高いものを各事業に充当しておりますが、当初予算の町債は合計で13億4,260万円となり、令和4年度と比較し3億2,160万円、31.5%の増となっております。このことから、予算執行におきましてはプライマリーバランスの黒字化に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

歳入の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 説明途中ですが、ここで10分間休憩します。

(午前10時55分)

(午前11時05分)

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

財政課長より補足説明があります。

○企画財政課長（武田浩之君） 先ほど歳入でご説明しました、38・39ページをお願いします。

18款1項5目の森林環境保全基金繰入金につきまして、その内容について補足説明をさせていただきたいと思っております。この基金につきましては、藤清水周辺遊歩道の藤棚改修工事の財源として繰り入れることを予定しているものです。

補足説明は以上になります。

○総務課長（高橋 穰君） それでは、続きまして歳出についてご説明いたします。

はじめに、職員の人件費についてご説明いたします。

人件費の概要については、174ページからの給与費明細書に記載しておりますので、ご覧願います。

特別職として、町長、副町長、教育長、町議会議員、その他の特別職761人分並びに会計年度任用職員275人を含む一般職477人分の報酬、給料、職員手当及び共済費をそれぞれ計上しております。

1、特別職ですが、町長、副町長、教育長及び町議会議員については、前年度との比較で6万6,000円の増額となっております。支給率改定に伴う期末手当が若干増額したことによるもので

ございます。また、その他の特別職については、実施される選挙の期日前投票の日数に伴う投票管理者等の減少により、合計で45人の非常勤特別職の減少となるものの、消防団員の報酬引上げ等により1,789万1,000円の増額となっております。特別職のトータルでは1,795万7,000円の増額でございます。

175ページをご覧ください。

次に、2、一般職ですが、前年度との比較では合計で3,377万5,000円の増額となっております。

内訳としては、アの会計年度任用職員以外の職員分が給与改定及び昇給による給料の増額、支給率改定に伴う勤勉手当の増や退職手当に係る負担金の増などによる職員手当の増額により、合計で1,464万3,000円の増額、イの会計年度任用職員分が改定による報酬の増額などにより、合計で1,913万2,000円の増額でございます。

職員手当の内訳や前年度比較については、表のとおりでございます。

人件費の概要は以上ですので、以降、款項目の人件費の説明は省略させていただきます。

それでは、人件費以外の歳出について、順次説明してまいります。

48・49ページにお戻り願います。

1款1項1目議会費でございますが、議員報酬、議会活動、議会運営に関する経費が主なものでございます。

続きまして、2目議会広報費ですが、みさと議会だより及び議会日程などを周知するためのみさと議会だよりお知らせ版をそれぞれ4回発行し、町内全世帯、事業所及び関係機関などへ配布を予定し、それに係る経費を計上しております。また、次のページ、18節には議会広報常任委員会による研修への補助金を計上しております。

1款の説明は以上でございます。

次に、2款1項1目一般管理費ですが、54・55ページまででございます。

文書管理や庁舎管理をはじめとする通常業務遂行に要する経費のほか、職員の能力向上のための研修費や厚生関係の経費などを計上しております。

主なものでは、職員能力向上事業として役職・階層に応じた研修や政策テーマ別の研修などの経費を8節、12節、18節に合計で約300万円計上しております。また、55ページ、13節の中段、職員宿舍借り上げ料ですが、日本航空株式会社との人事の総合交流事業で平成4年度から派遣している町職員の宿舍借り上げ料、12か月分でございます。その下、14節工事請負費ですが、議会事務局事務室のカーペット張り替え工事及び役場庁舎照明LED化工事を予定しております。17節

備品購入費ですが、ハンドガイド除雪機及び事務用椅子更新分25脚の購入を予定しております。除雪機については電源立地地域対策交付金を財源とするものでございます。18節、下段の地域おこし企業人交流プログラム負担金ですが、令和3年度から総務省の同プログラムを活用し、日本航空株式会社の系列会社からの社員を町職員として受け入れており3年目となりますが、その負担金560万円を計上しております。

なお、当該経費は特別交付税にて3年間、100%手当てされるものでございます。

続きまして、2目行政推進費ですが、54・55ページ下段から58・59ページまででございます。

令和6年度の合併20周年記念事業に向け、記念冊子作成のための美郷大使との対談並びに町のシンボルをモチーフとした絵画制作に係る経費を計上しております。次世代自動車導入事業では、更新する公用車としてプラグインハイブリッド車2台の購入費、公用車車庫のEV自動車充電コンセント電源引込み工事、道の駅急速充電設備設置工事費を14節及び17節に計上しております。

また、総務課関係では、行政区の機能強化に要する経費やコミュニティセンターの管理事業として施設管理費のほか、金沢コミュニティセンター駐車場舗装補修工事を14節に計上しております。

企画財政課関係では、交通施策事業として乗合タクシー運行に係る経費や路線バス維持対策費のほか、飯詰駅の管理費等を、地域コミュニティ推進事業として行政区及びボランティア団体が行う特色ある事業に対する活力ある地域づくり事業費補助金や地域の集会施設整備などの地域活動拠点整備事業費補助金を、そして共同参画のまちづくり事業として住民活動センターの指定管理に要する経費や男女共同参画の推進に要する経費などを計上しております。

商工観光交流課関係では、出会い・結婚支援事業として、59ページ、18節、中段、新結婚生活支援助成金を拡充して計上しております。

農政課関係では、美郷フェスタ開催に係る経費を計上しております。

続きまして、58・59ページ、3目文書広報費ですが、広報みさと及び広報みさとお知らせ版の発行経費、町ホームページ及び町公式フェイスブックの管理経費、ご意見はがき、町政お気づきモニターに要する経費を計上しております。

○会計管理者兼出納室長（飛澤史子君） 続きまして、4目会計管理費でございますが、60ページ・61ページをお願いいたします。

会計事務全般に関わる経費として10節需用費と11節役務費を計上してございます。10節はファイルなどの消耗品費と口座振替依頼書等の印刷製本費、11節は金融機関へのデーター伝送に関わ

る通信運搬費と手数料でございます。

4目の説明は以上でございます。

○総務課長（高橋 穰君） 続きまして、5目財産管理費ですが、町有施設、土地などの普通財産の管理、公用車及び町有バス等の維持管理、松・杉並木の管理、町有林の管理などに係る経費を計上しております。

主なものでは、12節、下から2行目、町有林保育事業委託料として仏沢地区の搬出間伐等に要する経費を計上しております。また、ページ下段、14節では、旧志ら梅酒造建物解体工事費を計上しております。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 続きまして、6目企画費ですが、総務課関係では、美郷大使の来町に関する経費、名刺作成経費等として、7節、8節、10節、11節に関連予算を計上しております。

企画財政課関係では、ふるさと納税の推進に要する経費などを計上しております。ふるさと納税につきましては、ポータルサイトの内容と返礼品の充実を図り、町の特産品等のPRと寄附金の増加につなげてまいります。7節に返礼品経費として918万円を計上しております。11節にふるさと納税ポータルサイトへの手数料を計上しております。12節のふるさと納税管理システム保守業務委託料は、ふるさと納税に係る3つのポータルサイトからの寄附者や返礼品等の情報を一元管理するシステム保守料として計上しております。次の行のふるさと納税支援業務委託料ですが、マイナンバーカードを利用してスマートフォン等から申請や寄附後の手続までワンストップでできる、ふるさと納税ワンストップ特例のオンライン化に係る経費でございます。

商工観光交流課関係では、ふるさと会事業、美郷暮らしサポート事業、地域間交流推進事業、連携企業交流推進事業が主なものとなっております。7節では、旧わくわく園跡地の活用に関する検討委員会を3回開催することとし、その委員5名分の報償金を計上しているほか、ふるさと会への提供品や、東京都大田区をはじめとした自治体交流に係る協賛品等に要する経費を計上しております。8節から13節までは、日本航空との連携事業や自治体交流などに係る経費を計上しております。

64・65ページをお願いいたします。

18節の主なものとしまして、上から4行目の美郷暮らし促進奨励金につきましては、40歳以上の方も対象とするよう制度を改正したことにより、令和5年度交付分から拡充分も反映して予算計上をしております。件数は、新・増築43件、リフォーム30件を計上し、定住・移住への支援を強化してまいります。次の移住体験事業補助金ですが、移住体験ツアーの参加者1人当たり

3万円を上限とするとともに、1世帯平均を3人と見込み、3世帯分を計上しております。これまで一世帯当たり5万円を上限としておりましたが、よりきめ細かい支援とすることによって移住の流れが加速するよう取り組んでまいります。次の移住支援事業費補助金ですが、国の制度として首都圏からの移住者に対し、単身者には60万円、2人以上の世帯には100万円、子供がいる場合は1人当たり100万円を加算して移住支援金を支給するものとなっております。件数は一世帯分、子供加算を2人分計上しております。次の空き家等活用移住定住促進事業補助金ですが、空き家等を有効活用し定住・移住につなげることを目的とした分譲用宅地整備、分譲住宅建設及び賃貸住宅の建設に対し、補助金を計上しております。次の空き家バンク成約奨励金ですが、空き家バンクへの登録並びに利活用促進を目的とし、登録物件の成約に際し、物件の登録者に対して成約奨励金を交付するものでございます。金額は1件につき5万円とし、5件分計上しております。18節最後の行の地域間物販交流出店支援事業補助金ですが、交流自治体との物販イベントへの出店を促進するため事業者の負担軽減を図るもので、北海道中富良野町、長野県東御市、栃木県那珂川町との物販交流について、それぞれ3事業者、合計9事業者分を計上しております。

6目の説明は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きまして、7目電子計算費ですが、電算システムの安定稼働のための運営管理経費、庁舎コピー機利用に係る経費、町所有のイントラネットケーブルの維持管理経費などを計上しております。12節の下段にあります電算機器類設定委託料ですが、業務で使用するL G W A N回線について、役場庁舎の会議室等を主に無線L A N構築に係る経費や、美郷町公式L I N E町政情報配信システム構築費のほか、住基システム外字の標準化に係る経費及びウイルス対策ファイアウォール構築費などとなります。13節の3行目にあります電算機器借上料ですが、ネットワーク機器及び仮想サーバー等のリース料のほか、職員の事務用パソコンが更新時期を迎え、10月以降の半年分のリース料を計上しております。14節はイントラケーブルの支障移転等に係る工事費となります。17節は補充用のパソコンディスプレイ及びプリンター5台のほか、ネットワークハードディスク4台の購入費を計上しております。18節はマイナンバー関連システムを管理する地方公共団体情報システム機構への中間サーバー利用負担金、秋田県情報セキュリティクラウドに対する利用負担金、秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金などを計上しております。

7目の説明は以上でございます。

○住民生活課長（木村英彰君） 次のページ、66・67ページをお願いします。

8目交通安全対策費ですが、交通安全の啓蒙指導、交通安全施設の整備、チャイルドシートの

購入補助などを実施してまいります。7節の報償金は交通指導員16名分の年報酬及び出動手当を計上しております。10節の修繕料では、カーブミラーなど安全施設の修繕等を見込むほか、14節ではカーブミラー3基の新規設置工事費を計上しております。また、18節では関係団体への負担金及び補助金のほか、チャイルドシート購入補助金では30件分を見込み計上しております。

次の9目防犯対策費ですが、犯罪や事故のない明るい社会づくりのための防犯活動や防犯灯の整備などを実施してまいります。7節報償費では防犯指導隊員6人分の年報酬及び出動手当を計上しております。10節の光熱水費では防犯灯2,860基分の電気料、次の修繕料では六郷字上町地区、町道坪館線沿いのデザイン灯70灯の支柱塗装及び12基分のLED灯具への更新を予定しております。14節では防犯灯10基分の設置工事費を計上しております。また、18節では関係団体への補助金を計上しております。

次の10目諸費ですが、秋田県防衛協会への会費及び町自衛隊家族会への補助金を計上しております。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、11目豪雪地帯安全確保事業費の12節雪下ろし等支援事業委託料は、在宅の独り暮らし高齢者等に対する雪下ろし等の援助を図るため、町が事業者へ作業を委託し費用負担の軽減を行うものでございます。

1項の説明は以上です。

○税務課長（奥山智佳等君） 続きまして、68・69ページをお願いいたします。

2項徴税費1目税務総務費ですが、固定資産評価審査委員報酬のほか、税務一般に関わる事務経費を計上しております。

2目賦課徴収費ですが、町税の賦課徴収に関わる経費として、納税通知書及び封筒の印刷費、電算システム保守委託料のほか、固定資産の評価替えに伴う路線価鑑定評価委託料などを計上しております。なお、令和5年4月から、地方税統一QRコードによる電子納付が拡充され、スマートフォンでの納付が可能になります。対象となる税目は、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税となります。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、3項戸籍住民基本台帳費を説明いたします。戸籍謄本・抄本、住民票、印鑑証明書、マイナンバーカードなどの発行に要する経費、及びこれらに使用する機器の保守費用が主なものでございます。10節需用費は、人権擁護委員と町内3小学校で取り組んでいただいている人権の花運動に要する花の苗や肥料等を計上しております。12節の個人番号カード申請促進業務委託料ですが、昨年10月より大型ショッピングセンターに常時窓口を開設しており、令和5年度も継続したく、1年間分の予算を計上しております。17節備品購入費

では、戸籍申請書類や引渡し前のマイナンバーカードなどを保管している耐火金庫2台が老朽化しており、更新したく、計上しております。18節の上から3段目、地方公共団体情報システム機構負担金は、住民票のコンビニ交付に係る負担金でございます。

以上で3項の説明を終わります。

○総務課長（高橋 穰君） 72・73ページをお願いいたします。

4項1目選挙管理委員会費ですが、選挙管理委員及び選挙管理委員会に関する経費を計上しております。

2目選挙啓発費ですが、明るい選挙推進協議会の選挙啓発の経費が主なものでございます。

3目秋田県議会議員一般選挙費ですが、4月に予定されている同選挙の執行経費でございます。

下段の参議院議員選挙費については廃目でございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 5項の統計調査費ですが、1目統計調査総務費は統計功労者表彰時の額の購入等を予算計上しております。

74・75ページをお願いします。

2目基幹統計費ですが、令和5年度は5年に一度の住宅土地統計調査をはじめとする各統計調査を実施する経費を計上しております。

5項の説明は以上でございます。

○総務課長（高橋 穰君） 次に、6項1目監査委員費でございますが、監査委員報酬をはじめ費用弁償等、監査に要する経費を計上しております。

2款の説明は以上でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、3款1項1目社会福祉総務費ですが、77ページ下段までとなります。生活困窮者対策、献血事業及び民生児童委員等社会福祉に関わる各種団体への補助が主なものでございます。

76・77ページをお願いいたします。

行旅人を含む身寄りのない人の死亡時の対応として、7節の報償金に供養料、12節に葬祭関係業務委託料、13節の施設使用料に斎場使用料を計上しております。

続きまして、2目障害者福祉費は76ページ下段から81ページ上段までとなっております。多くが障害者総合支援法に基づく事業に係るもので、日常生活用具の給付や補装具の給付、介護給付訓練等、給付費における障害福祉サービスが主なものでございます。79ページ下段の19節介護給付訓練等給付費は、生活、介護や共同生活援護等に係るもので、負担割合は国2分の1、県4分

の1となっております。

続きまして、3目高齢者福祉費は80ページ上段から83ページ中段までとなっております。介護予防・日常生活など総合事業及び認知施策推進大綱に沿った事業に係るもので、特に介護予防対策の充実を図るものが主なものでございます。12節、中段の生きがい活動支援通所事業委託料は要支援や要介護等として判定されていない高齢者に対するデイサービス事業で、通いの場の提供による介護予防に向けた取組でございます。また、事業の見直しも行い、敬老記念行事での記念品の配付を終了し、83ページ中段の19節福祉サービス利用料助成金において、町内に住所を有する65歳以上の方にこれまでの温泉・はりきゅうマッサージ利用料への助成に加え、自動車運転免許証を持たない方には一般タクシーやバス利用時の助成も行い、健康増進や生活行動を支援し健康長寿を図ってまいります。具体には、1人当たり300円相当のチケットを50枚、1万5,000円分を交付するもので、利用に当たっては、1回に利用できるチケットに枚数の制限がありますが、温泉、はりきゅうマッサージ、交通、どれでも利用可能となるものでございます。

続きまして、4目医療給付費は、国民健康保険、後期高齢者医療及び福祉医療に関して一般会計で負担する費用を計上しております。

2項1目児童福祉総務費は83ページから84ページ上段までとなっております。84ページ上段の7節の報償金に、町からの出生祝い金1人5万円を85人分を計上したほか、18節の出産応援金及び子育て応援金は国の事業で、出産応援金は妊娠届出時に妊婦との面談後に5万円を、子育て応援金は出産後、乳児家庭訪問時の面談後、出生児1人当たり5万円を支給するもので、それぞれ85人分を計上しており、負担割合は国3分の2、県6分の1、町6分の1となります。その下の秋田出産おめでとう給付金は、出生届出後の子育て家庭に対し県から市町村を通じて支給されるもので、子供1人当たり2万円、令和4年4月1日以降に生まれた子供が対象で、2年分、170人分を計上しており、全額県の負担となります。また、町の総合計画にあります、子供の居場所や子育て相談の拠点整備に関しまして、設計業者の選定を公募型プロポーザル方式により行うこととし、現段階で見積もれる経費としまして、提案内容の審査検討に係る審査委員報酬を7節に計上しております。このほか、子供の遊び場の開催や、子供会が行う事業に対する助成が主なものでございます。

2目ひとり親家庭福祉費は、独り親家庭への支援として小中学校卒業予定者50人に送る祝い記念品に係る費用を計上しております。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 3目児童福祉施設費ですが、本目では町内24か所の児童遊園地の管理費や認定こども園の管理運営に係る経費を計上しております。

3 こども園の園児数ですが、525名を見込んでおります。

3 節職員手当等の特殊勤務手当ですが、認定こども園に勤務する保育士等の会計年度任用職員105名並びに放課後児童クラブに勤務する支援員等の会計年度任用職員35名に対する処遇改善手当に加え、こども園の正職員の育児休業等への対応のため、担任手当3名分を計上しております。

86・87ページをお願いします。

12節委託料ですが、施設管理委託料については、児童遊園地の管理に係る自治会への委託料です。中段の設計監理委託料については、千畑なかよし園の照明器具LED化に係る実施設計業務の委託です。下段の保育業務委託料については、本町の児童が町外の認定こども園等に入所する場合の委託料で、20名分を見込み計上しております。

88ページ・89ページをお願いします。

上段の給食業務委託料については、こども園の給食調理業務に係る一般社団法人美郷町学校給食会への委託料です。14節工事請負費ですが、千畑なかよし園のプール改修や六郷わくわく園の床暖房制御盤の交換のほか、3園の受変電設備や屋外遊具の改修などの予算を計上しております。17節給食用備品ですが、千畑なかよし園の多機能加熱調理機器並びに3層シンクの更新予算などを計上しております。

4 目子育て支援費ですが、本目では放課後児童クラブの管理運営や子育て支援事業に係る経費を計上しております。

放課後児童クラブの利用者ですが、通年の利用並びに長期休業期間の利用を合わせて350名を見込んでおります。

12節の設計監理委託料ですが、仙南っ子児童クラブの外壁改修に係る実施設計業務の委託です。

90・91ページをお願いします。

同じく12節放課後児童クラブ支援業務委託料ですが、長期休業期間に不足する支援員を確保するため、シルバー人材センターへの委託料を計上しております。14節工事請負費ですが、3施設の活動室等のエアコン改修や、屋外遊具の改修などの予算を計上しております。19節扶助費ですが、子育てのための施設等利用給付費については、3歳以上の児童が認可外保育施設等を利用する費用を給付するもので、1名分を計上しております。すこやか子育て支援事業助成については、広域入所者の保育料並びに給食費を助成するもので、20名分を計上しております。子育てファミリー支援事業助成については、平成30年4月2日以後に第3子以降のお子さんが生まれた家庭を対象に、予防接種やおむつの購入などに対し年間1万5,000円を上限に助成するもので、80名

分を計上しております。

4目の説明は以上です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、5目児童措置費は児童福祉施設入所に要する費用や児童手当に要する費用でございます。

2項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、3項災害救助費ですが、火災、暴風などの被害に遭われ、住宅が半焼以上または半壊以上した世帯に対し、災害罹災者見舞金を支給するため計上しております。

以上で3款の説明を終わります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、4款1項1目保健衛生総務費は92ページから95ページ下段までとなっております。保健センターの管理費、セルフケア推進事業、心の健康づくり、子育て世代包括支援センター及び少子化対策助成に係る費用を計上しております。

2目予防費は97ページ中段までとなります。妊婦健診、乳幼児健診、がん検診及び各種予防接種に係る費用を計上しており、令和4年度の新型コロナウイルスワクチン接種に係る国民健康保険団体連合会からの請求に対応する予算もこちらに計上しております。予防接種につきましては、新たな取組として、50歳以上の帯状疱疹予防接種と幼児のおたふく風邪予防接種について、接種費用のおおむね2分の1程度の軽減を図るための関係予算を12節及び18節に計上しております。

2目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、3目環境衛生費ですが、水環境保全、狂犬病対策、不法投棄監視、墓地公園の管理、斎場負担金等の予算を計上しております。7節報償費ですが、不法投棄の監視や防止活動を行う不法投棄監視人7人分の報酬を計上しております。

次のページ、98・99ページをお願いします。

18節の大曲仙北広域市町村圏組合斎場費負担金は利用人数に応じて負担するものとされ、斎場運営費負担金及び新南部斎場建設費負担金を計上しております。新南部斎場の竣工につきましては、令和6年9月を予定しております。次の段、斎場使用料負担金は380件分を計上しております。

続きまして、2項1目清掃費ですが、家庭ごみの収集運搬、処理及び処分に関する費用が主なものでございます。5年度では、家庭用プラスチックごみを資源として分別回収循環実証実験として2か月間、大仙市、大曲仙北広域市町村圏組合と連携して実施する予定です。10節需用費の

印刷製本費では、この実証実験に係る周知用チラシの作成及び粗大ごみ収集券の印刷を行うものです。11節役務費では町指定ごみ袋販売手数料、12節のごみ収集業務委託料は、町内各集落のごみ集積所からの収集運搬業務のほか、古紙・雑誌類の収集運搬業務等の経費を計上しております。また、有料ごみ袋作成委託料では、例年作成しております可燃ごみ袋などのほか、プラスチックごみの分別回収循環実証実験用の袋の作成も予定しております。18節の大曲仙北広域市町村圏組合廃棄物処理費負担金は、収集されたごみ及びし尿などの処理に係る負担金及び新中央し尿処理センター建設費負担金分を計上しております。新中央し尿処理センターにつきましては、令和6年度内に竣工、7年度供用開始の予定でございます。

以上で2項の説明を終わります。

○建設課長（高橋博和君） 100・101ページをお願いいたします。

3項1目水道費ですが、18節は本堂城回簡易水道組合が実施する水質検査に対する補助金、27節は水道事業会計への繰出金となります。

4款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 続きまして、5款1項1目労働諸費ですが、町技能功労者表彰に要する経費につきまして、1節、7節、10節及び委託料のうち、筆耕委託料を計上しております。12節の3行目、バス運行業務委託料は高校2年生向けの企業説明会に要する経費であります。18節では、関係団体への負担金のほか、上から6行目、職業訓練等支援事業補助金及びその次の資格取得サポート事業補助金では、求職者や町内事業者の人材育成を支援する経費として計上しております。

2目雇用対策費18節の1行目、企業人材獲得支援事業補助金ですが、雇用環境の活性化やビジネスチャンスを探る機会を創出するため、複数の企業によるインターンシップ事業に助成するもので、補助率3分の2、80万円を上限として支援するものとなっております。次の雇用促進支援金ですが、町内の雇用環境を維持するため、新たに町民を雇用した町内事業者に対し支援金として計上しております。

5款の説明は以上です。

○農業委員会事務局長（小田長光仁君） 続きまして、6款1項1目農業委員会費ですが、農業委員会の事務に要する経費を計上してございます。1節報酬は農業委員17名の報酬でございます。

102・103ページをお願いいたします。

7節報償費は令和5年7月19日をもって任期満了を迎える農業委員の改選に伴う農業委員候補者の選定委員の報償費を、8節旅費は主に機構集積支援事業による委員及び職員の資質向上を図

るための各種研修等に参加するための経費を、11節役務費及び13節使用料及び賃借料には令和4年度に購入いたしましたタブレット端末に係る経費を、18節負担金、補助及び交付金は秋田県農業会議等関係機関への負担金を計上してございます。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、2目農業総務費ですが、104・105ページの7節から12節につきましては、農政課で管理する公用車の維持管理費や圃場の湛水管理状況の巡視などに係る予算を計上してございます。

続きまして、3目農業振興費ですが、106・107ページの下段まででございますが、経営所得安定対策、6次産業化、有害鳥獣等駆除、生薬生産力強化土づくり事業など、農業振興関連事業予算を計上してございます。1節報酬は鳥獣被害対策実施隊隊員30名、鳥獣被害対策協議会委員2名、農業振興地域整備促進協議会委員10名分を、7節の報償金は、美郷ブランド作物である美郷雪華、セリ、レンコンの作付を推進するための品目ごとの栽培勉強会及びサキホコレの堆肥施用効果実証試験のための講師謝礼を、8節の費用弁償は、有害鳥獣駆除等のための鳥獣被害対策実施隊隊員の出役に対するもので、延べ550回分を計上してございます。12節の薬樹の森健康公園管理委託料ですが、公園管理業務を委託するもので、4段目の薬用植物試験栽培委託料ですが、生産性・収益性の高い安定的な栽培管理を確立するため実践調査を委託するものでございます。一番下の緩衝帯整備業務委託料ですが、熊出没を抑制することを目的に、山際の下刈り等によって森林と平地を区別した緩衝帯をつくるための委託料でございます。18節は各種農業関係団体への補助金のほか、経営体育成等のための支援として補助金等を計上してございます。

主なものとしましては、下から2段目の経営所得安定対策等推進事業補助金ですが、歳入でご説明いたしました歳出予算で町地域農業再生協議会に対する事務費補助金でございます。

106・107ページをお願いいたします。

上から5段目の美郷町6次産業化支援事業補助金ですが、農産物加工による商品開発や漬物等加工設備等の購入及び施設改修、首都圏をはじめとする県外での販促活動等へ支援するものです。補助率は2分の1から3分の2以内、上限額は15万円から50万円で、6件の事業実施を見込んでおります。

次の6次産業化経営力強化事業補助金ですが、県の6次産業化経営力強化事業に協調して町が支援するもので、補助率は6分の1以内、4件の事業実施を見込んでおります。中段の薬用植物栽培支援事業補助金ですが、株式会社龍角散からの寄附による基金を活用し、薬用植物の栽培面積の拡大を図るため、栽培農家に対し栽培面積や出荷量に応じて補助するものでございます。

その下の生産力強化支援事業補助金ですが、歳入でご説明いたしました、夢ある園芸産地創造

事業費補助金の歳出予算で、補助率は県・町合わせて2分の1以内、14件の事業実施を見込んでおります。

次の作物転換総合支援事業補助金ですが、園芸作物への転換による経営の複合化等、美郷推進作物や美郷ブランド作物の産地化を推進するため、町の推奨作物の拡大面積や新規作付面積のほか、種苗費、機械導入費などを総合的に支援する町事業で、面積助成で上限単価10アール当たり4万円から8万円、種苗助成で補助率2分の1、上限額が10万円から50万円、機械及びハウス助成で補助率2分の1、上限額はいずれも50万円でございます。

次の循環型農業土づくり応援事業補助金ですが、循環型農業の実践による土づくりを支援する町事業で、特別栽培米のほか、美郷推進作物、美郷ブランド作物、大豆を販売目的に栽培するため、町堆肥センターの堆肥を購入し施用した農業者等に対し購入経費の一部を補助するもので、補助率は3分の1以内、上限額は10アール当たり5,000円でございます。

次の産地パワーアップ土づくり事業補助金ですが、歳入でご説明いたしました歳出予算で、散布面積は約160ヘクタール、18件の事業実施を見込んでおります。

次のサキホコレ作付応援事業補助金ですが、令和4年産から一般作付が開始されたサキホコレの作付拡大を推進するとともに、環境に配慮した安全・安心な美郷米の付加価値向上を図るため、生産者が負担する県のプロモーション経費に対し支援する町事業です。堆肥センターの堆肥の施用の有無に応じて、3分の2または3分の1以内を補助するものです。令和5年産の作付面積を約210ヘクタールと見込んでおります。

続きまして、4目担い手対策費ですが、担い手及び新規就農、法人育成のほか、農地中間管理事業及び地域計画策定のための事務的経費を計上してございます。7節の報償金は人・農地プラン検討会の委員延べ16名分、10節の消耗品費、印刷製本費及び12節の通信運搬費は、農地中間管理事業及び地域計画策定のための事務消耗品、封筒印刷代及び郵便代を計上してございます。18節の負担金、補助及び交付金は、各種団体や協議会への補助金のほか、機構集積協力金、新規就農者への補助、農業法人育成のための補助金でございます。

主なものとしまして、上から5段目の営農継続支援事業補助金ですが、生産力の強化や営農継続に必要な機械・施設等の導入を支援する町事業です。補助率は、認定農業者が6分の1以内、その他の農業者は2分の1以内、上限額は50万円で15件の事業実施を見込んでおります。なお、その他の農業者につきましては、年齢要件を現行の60歳未満から63歳未満に拡大し、将来の担い手確保と営農意欲の向上を図ります。

その下の機構集積協力金ですが、歳入でご説明いたしました歳出予算で、地域集積協力金が圃

場整備地区、金沢、鑓田南谷地、明田地野際地区で36ヘクタール、経営転換協力金が87ヘクタール、56戸の事業実施を見込んでおります。

108・109ページをお願いいたします。

上から4段目の新規就農者育成総合対策事業補助金ですが、歳入でご説明いたしました歳出予算で、継続分3名、新規分2名を計上してございます。

○議長（森元淑雄君） 説明途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩とします。

（午前11時57分）

（午後0時59分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

企画財政課長より説明の訂正の申出があります。これを許します。企画財政課長。

○企画財政課長（武田浩之君） 午前中にご説明申し上げました予算書の62・63ページにあります、2款1項6目企画費の12節ふるさと納税管理システム委託料の説明の中で、ポータルサイト数を3とご説明しましたが、現在は7つのサイトを運用しております。訂正の上、おわび申し上げます。

○議長（森元淑雄君） じゃあ引き続き。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 108・109ページをお願いいたします。

6款1項5目農業振興施設管理費ですが、道の駅やニテコ名水庵、手づくり工房湧子ちゃん、あったか山直売所などの施設運営に係る経費を計上しております。10節から13節までは、各施設の維持管理及び設備に要する経費を計上しております。14節工事請負費の1行目、千畑温泉パイプハウス解体工事では4棟分の解体費用を計上しております。次の道の駅みさと施設改修等工事ですが、駐車場の改修、防犯カメラや食品庫への機材の設置及びレストラン部分の屋根の補修工事に関する経費を計上しております。18節では道の駅連絡会など関連団体に対する負担金や会費を計上しております。

5目の説明は以上です。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、6目畜産業費ですが、町の畜産振興を推進するための事業費全般と町堆肥センター及びアクティセンターの運営、維持管理等の経費を計上してございます。7節報償費は大仙・仙北・美郷畜産共進会出品褒賞及び副賞代を、10節需用費の修繕料は堆肥センター及びアクティセンターの修繕料を計上してございます。

110・111ページをお願いいたします。

12節委託料はアクティセンターの指定管理料のほか、17節備品購入費のマニアスプレッターは、既存堆肥散布機の老朽化に伴い新たに1台購入するものでございます。18節負担金、補助及び交付金は畜産関係団体等への負担金や補助金が主なもので、中段の畜産環境総合整備事業負担金ですが、県農業公社によるアクティセンターのストックマネジメント事業への負担金で、令和5年度は老朽化した水槽部のコンクリート補修を行い、町の負担は国補助事業の2分の1、県補助事業の4分の3でございます。

続きまして、7目農村整備費ですが、圃場整備支援、土地改良事業団体への補助、日本型直接支払事業のほか、農村公園の管理に関する経費を計上してございます。10節需用費及び11節役務費は主に農村公園等の管理に係る経費を、12節委託料は農村公園等の管理委託料が主なもので、施設管理委託料ですが、公園2か所、農村公園26か所の管理業務委託でございます。一番下の基盤整備関連計画等作成業務委託料ですが、畑屋中央及び鑓田南谷地地区の経営体育成等促進計画の変更業務及び六郷西部第2及び大坂善知鳥地区の経営体育成促進計画書作成及び換地等調整業務委託料でございます。

112・113ページをお願いいたします。

18節は、圃場整備事業をはじめとする土地改良事業への負担金や関連団体への負担金が主なものでございます。上から5段目の経営基盤整備事業費負担金ですが、金沢、畑屋中央、鑓田南谷地、明田地野際、太田南部の5地区の基盤整備事業に対する町負担金で、負担率は10%でございます。次の経営基盤整備事業調査計画費負担金ですが、六郷西部第2及び大坂善知鳥地区の調査計画費に対する町負担金で、負担率は30%でございます。下から2段目の多面的機能支払交付金ですが、先ほど歳入でご説明いたしました歳出予算で20組織、その下の中山間地域等直接支払交付金は3組織で活動を予定しており、多面的、中山間、いずれも補助率は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。27節の農業集落排水事業特別会計繰出金ですが、事業債の償還などのために繰り出すものでございます。

続きまして、2項1目林業費ですが、水源涵養の充実、林道整備、森林等防除対策に関する経費を計上してございます。10節から12節は七滝水の森植樹事業の実施に係る経費及び林道七滝山線整備工事に係る委託料でございます。

114・115ページをお願いいたします。

下から2段目の森林病虫害等防除委託料ですが、先ほど歳入でご説明いたしました歳出予算で、松くい虫の地上散布面積は約9ヘクタールを予定しております。その下の森林経営管理業務委託料ですが、森林管理制度に基づき、今後の森林経営管理について森林所有者の意向調査や経

営管理権の集積計画の策定業務を委託するもので、森林環境譲与税を財源としております。14節 林道七滝山線整備工事ですが、林道整備に係る工事費で、延長4.2キロメートルのうち、令和元年度からの4か年で1,040メートルが完成し、令和5年度は約180メートルを計画しております。18節は緑の募金協力団体への助成金のほか、森林関係団体への負担金が主なもので、下から3番目の林業トプランナー養成研修補助金ですが、県の林業大学校での研修に当たり年間受講料相当額を補助するもので、3名分を計上してございます。

6款農林水産業費の説明は以上でございます。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 7款1項1目商工総務費ですが、114ページから117ページまで記載がございました。

116・117ページをお願いします。

主なものといたしましては、ふるさと大使関連経費のほか、ふるさと手作りCM大賞への参加に当たり、12節の作品制作業務委託料と18節に参加負担金を計上しております。13節の内容は、秋田空港情報コーナーへのポスター・パンフレット設置に係る施設使用料となっております。

続きまして、2目商工振興費ですが、7節から13節までは、美郷うりこめ推進事業での首都圏等への販売促進に要する経費、美郷ブランド開発販売促進事業でのアンケートや講習会等に要する経費、首都圏での企業立地セミナー等に要する経費を計上しております。なお、12節の物品輸送業務委託料は、大田区との交流事業において必要となる商品や備品の輸送に関する経費であり、2回分を計上しております。

118・119ページをお願いします。

18節のうち、主な事業につきましては、1行目から4行目までは商工会の事業に対する補助金であります。2行目の商工会・商工業総合振興事業費補助金では、会員の要望を踏まえて新たに実施する商談会への支援を盛り込んでいるほか、物価高騰の影響にも配慮しながら円滑な事業実施を支援してまいります。6行目の空き店舗等活用家賃支援事業補助金では、12事業者に対する家賃補助について計上しております。続きまして、5つ下、11行目には、地域資源を活用した新たな特産品づくりを支援するため、特産品開発事業補助金として2件分を計上しております。補助率は3分の2、上限は30万円となっております。18節下から4行目に記載の中小企業振興資金保証料補給等補助金ですが、町の融資資産制度では、令和5年4月以降の融資実行分より、従前のおり2年間、2分の1を補給することとして予算計上をしております。

続きまして、3目観光費ですが、1節及び7節は滞在型観光推進事業として地域資源活用協議会の委員報酬、SNS活用講習会等の謝礼金を計上しております。8節では滞在型観光推進事業

費として、各種集客イベントや県が主催する東京での旅行エージェント商談会、横浜市でのモンベルフレンドフェアへの参加旅費のほか、北海道中富良野町への訪問旅費等を計上しております。10節では各種観光パンフレットの作成経費や各種消耗品のほか、公衆トイレ等の光熱水費、大台野広場など観光施設の修繕料等を計上しております。11節ではラベンダーまつりやかまくら等の観光イベントの新聞広告料のほか、清水の水質検査手数料、名水市場湧太郎及び観光案内休憩所の建築完了確認手数料等を計上しております。

12節委託料ですが、主なものとしましては、トイレパークや大台野広場、名水市場湧太郎をはじめとする観光施設の管理に要するもののほか、1つおめくりいただきまして、120・121ページをお願いします。上から5行目の設計監理委託料ですが、今年度実施する湧太郎観光案内休憩所の改修工事に係る設計監理、工事監理業務に必要な委託料でございます。あわせて、3行下の看板等製作委託料は、改修に合わせて整備する看板や展示物等を製作するための経費となっております。改修に当たりましては、町の中心部にある観光拠点として観光客はもとより、より多くの町民の皆様からも気軽にご利用いただける施設とするとともに、町のにぎわい創出につながるよう進めてまいります。続きまして、上から7行目、登山道案内標柱等製作委託料ですが、七滝山に12本の標柱を設置するために必要となる経費であります。飛びまして、上から16行目、中段の観光振興業務委託料は観光情報センターの管理運営をはじめ、観光情報の発信や観光案内等に関する委託業務に要する経費として計上しております。ラベンダーまつりの開催・運営に必要な経費といたしましては、中段17行目の駐車場整理委託料、2つ下の大型テント設置委託料、また2つ下のラベンダーまつり運営委託料などを計上しております。

122・123ページをお願いします。

14節の2行目、ラベンダー園客土壌改良工事ですが、昨年7月の大雨により雨水が集まりやすい区画に根腐れ等が発生しラベンダーが枯れる被害が多く発生したことから、暗渠等の排水対策や土壌改良等の工事を実施することとしております。次の藤清水周辺遊歩道藤棚改修工事につきましては、藤清水の付近の川沿いにごございます藤棚が老朽化をしており、柱の破損が発生するなど危険な状態にあることから、通行の安全を確保するとともに、訪れた方に安心して藤を鑑賞いただけるよう、改修工事を行ってまいります。次の名水市場湧太郎観光案内休憩所改修工事につきましては、令和4年度に行った実施設計に基づき、名水市場湧太郎1階の水文館の機能を観光案内休憩所清水の館へ移転するとともに、当該スペースについて屋内公園をイメージした多目的スペースとして整備するほか、南北入り口への風除室の設置、2階スペースをワーキングスペースとして利用できるよう整備を行います。また、観光案内休憩所につきましては、水文館の水

の学習機能を受け入れるとともに、給水コーナーの改修や、2階を「水」をイメージした部屋として整備をいたします。工事の完成は令和6年1月と見込んでおります。町なかの観光拠点である両施設を一体的に整備することにより、さらなる誘客とにぎわいの創出につなげてまいります。5行目、雁の里ふれあいの森キャンプ場施設改修等工事につきましては、芝地の不陸整正、道路とテントサイトの境界の一部へ取り外し可能なガードパイプを設置するなど、キャンプ場の魅力向上に取り組んでまいります。

17節備品購入費ですが、1行目の圧雪車につきましては、後三年スキー場で使用しております圧雪車が導入から約25年が経過し、老朽化に伴う故障が度々発生していることから、圧雪車の更新費用を計上しております。

18節ですが、広域観光に係る協議会への負担金をはじめ、各種観光イベントへの参加負担金、イベント等開催補助金、温泉運営費補助金等について計上をしております。なお、温泉運営費補助金につきましては、エネルギー価格上昇に伴って運営経費がかかり増しになっている状況を踏まえ、金額を見直ししております。

続きまして、4目温泉施設費ですが、町で負担すべき町内3温泉の管理経費を計上しております。11節役務費の通信運搬費は千畑温泉の源泉に係る警報装置の年間回線料となっております。

124・125ページをお開き願います。

14節工事請負費ですが、各温泉の温泉設備等改修工事に要する経費を計上しております。主な内容ですが、千畑温泉サン・アールでは浴室の水風呂の改修工事、エアコンの取替え工事等を行います。六郷温泉あつたか山では、コテージ10棟分の小型電気温水器の新設、芝の張り替え、浴室の壁の整備改修などを行います。湯とぴあ雁の里温泉では女子サウナの設備の更新、エアコンやボイラー関連機器の整備・改修などを行います。17節備品購入費ですが、千畑温泉へ草刈り機、六郷温泉に芝刈り機を各1台導入します。

7款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和君） 8款土木費1項1目土木総務費は建設課の人件費のほか、地下水対策経費であります。報酬には直営の除雪オペレーター23人分の報酬などを計上しております。地下水対策としては地下水の水位計や涵養池5か所の維持管理経費を計上しております。また、令和3年度より実施している上水道給水区域外における家庭用飲用井戸等整備に対する補助について、30件分を見込んで計上しております。

126・127ページをお願いいたします。

2項1目道路橋梁総務費ですが、道路と橋梁に関する総合的な経費となります。道路整備等に

伴う台帳補正業務委託や、各種道路関係団体への負担金などを計上しております。

続きまして、2目道路維持費ですが、次の128、129ページと併せて説明いたします。道路の補修や除排雪に要する経費となります。今年度は除排雪の過去の実績等を踏まえ、一斉除雪を5時間相当として25回換算で計上しているほか、排雪作業や秋の事前準備作業などの費用、チェーンや凍結防止剤、スノーポールなどの購入、除雪機械などの整備修繕費用、道路附帯設備の修繕費用、中央通り線消雪用井戸の洗浄などの経費を計上しております。備品購入費では除雪センターの一部機器の更新のほか、小型ロータリー除雪車1台及び除雪ドーザ3台を更新予定としております。一部の車両では財源として社会資本整備総合交付金を見込んでおります。維持補修の工事や委託では、路面の白線表示の補修や舗装のパッチング補修、通行や見通しの支障となる街路樹の枝の剪定などを計上しております。

次の128・129ページをお願いします。

3目道路新設改良費ですが、次の130・131ページと併せて説明をいたします。町内の良好な道路機能を確認するため、道路の新設や改良を行う経費となります。各種工事のほか、中央通り線の道路排水に関する調査費などを計上しており、事業費が300万円以上の予定の箇所につきましては、別途お配りしております主要事業位置図に記載しております。なお、交付金を財源とする路線は、交付額の決定により事業費などに変動がありますことを申し添えます。

130・131ページ、3項1目河川総務費ですが、町管理河川を適正に維持管理するための経費となります。準用河川について、河道整正工事5か所、護岸改修工事1か所を予定しており、河川管理業務委託料として各地域の自治会・団体に対して堤防の草刈り等の委託を計上しております。このほか各種河川関連団体への負担金や流雪溝の水利に関する負担金・補助金を計上しております。こちらも事業費が300万円以上の予定の箇所につきましては、主要事業位置図に記載しております。

続きまして、4項1目都市計画総務費ですが、132・133ページと併せて説明をいたします。都市計画事務に関する経費で、審議会の開催などで必要な経費及び関連団体への負担金を計上しております。

132・133ページ、2目都市公園費ですが、都市公園、特定地区公園、その他美郷町公園設置条例記載の公園について適正に維持管理するための経費となります。主なものとして、管理業務を各地域の自治会・団体に対して委託を予定しているほか、遊具の安全点検及び遊具などの更新工事を計上しております。

続きまして、5項1目下水道費ですが、下水道事業特別会計への繰出金のほか、浄化槽設置補

助金を55件、合併浄化槽の法定水質検査を実施した方々に対する水質環境保全補助を1,790件見込んで計上しております。合併浄化槽設置補助につきましては、国・県の補助基本額が上がったため、補助額も5人槽では1件当たり3万8,000円増額の予定となっております。

続きまして、6項1目住宅管理費ですが、134・135ページと併せて説明をいたします。公営住宅についての維持管理費用のほか、住宅家屋の耐震診断や耐震改修に対する補助、リフォーム補助などの経費です。主なものとして、公営住宅の維持補修経費と各種改修工事などのほか、歳入でも説明いたしました交付金事業を活用した住宅家屋の耐震診断には5件、耐震改修補助には2件を見込んで計上しております。また、住宅リフォーム補助を90件見込んで計上しておりますが、さらなる住環境の質の向上を図るため、4月1日より上限額を8万円から10万円とする予定となっております。

8款は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、9款1項消防費1目常備消防費ですが、大曲仙北広域市町村圏組合に対する消防費負担金でございます。前年度と比較しまして約6,000万円の増となっておりますが、その主な要因は、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車等の更新費用の増、及び高規格消防指令センター部分改修費用による増が主なものでございます。

2目非常備消防費ですが、消防団活動に要する費用を計上しております。1節報酬では、消防団員の年報酬及び火災・捜索・警戒活動などの出動報酬を計上しております。

次のページ、136・137ページをお願いします。

10節の消耗品費は、新入団員活動服や消防訓練大会、消耗品などを計上しております。12節の火災等対応作業委託料は、火災が発生した際、早期鎮火のために建物解体が必要と判断された場合の作業委託費用を計上しております。18節の一番下、防災士養成研修負担金は令和5年度より秋田県が全県規模で行う研修であり、町より2名分を計上しております。

3目水防費ですが、水防警戒及び水防出動などの事態に備えるための経費及び土のう袋などの防災用消耗品等に係る経費を計上しております。

次の4目災害対策費ですが、防災に係る費用を計上しております。10節の消耗品費は防災備蓄品の購入費用、光熱水費は防災行政無線の電気料でございます。

次のページ、138・139ページをお願いします。

12節の設備保守点検委託料は防災行政無線130基の保守点検費用、FMラジオ業務委託料は緊急告知FMラジオ放送に係る費用を計上しております。14節の防災行政無線設備交換工事はバッテリーなどの定期消耗品交換工事、下段の移設工事は旧中央行政センター外壁に設置している機材

を移設するものでございます。18節の危険空き家等解体費補助金は7件分を計上しております。

続きまして、5目消防施設費ですが、消火栓、防火水槽、消防ポンプ車など消防施設の設置及び維持管理に関する費用でございます。7節ではポンプ庫、消火栓、防火水槽などの除排雪作業に係る報償金を、10節需用費では消火栓標識、ポンプ、ポンプ車及びポンプ庫等に係る経費を計上しております。17節備品購入費では小型動力ポンプ3台とホース保護部品を購入したく、係る予算を計上しております。18節では千畑中央地区配水管布設工事に併せ、消火栓2基を設置するための負担金を計上しております。

以上で9款の説明を終わります。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 140・141ページをお願いします。

10款教育費についてご説明いたします。

1項1目教育委員会費ですが、教育委員の報酬が主なものです。

2目事務局費ですが、7節報償費には美郷町教育を考える会の講師謝礼など、10節印刷製本費には家庭教育10か条カレンダーやいじめ防止リーフレットの印刷代などの経費を計上しております。

142・143ページをお願いします。

12節委託料には教職員のストレスチェックの実施委託、18節負担金、補助及び交付金には関係団体の負担金並びに六郷高等学校教育振興会等に対する補助金を計上しております。

3目教育助成費ですが、7節報償費には「鴻鵠の志」育成基金を活用した小学校6年生並びに中学生を対象とした講演会の講師謝礼や、小中学校への楽器指導者派遣に係る謝礼など、また賞賜金については、小学校や中学校に入学する児童生徒を対象とした1人3万円の入学祝い金などの予算を計上しております。8節旅費ですが、タイ王国との中学生訪問交流にかかる随行職員の旅費です。10節消耗品ですが、新聞活用教育推進に係る新聞代やスクールバスのタイヤ購入費などが主なものです。12節委託料ですが、運行管理業務委託料については、遠距離通学対策や校外活動、園児の登降園や園外活動のための夏季スクールバス15台、冬季16台の運行委託料です。外国語指導助手派遣業務委託料には外国語指導助手3名分、ICT支援業務委託料には小中学校のICT推進に係る業務予算を計上しております。UPS及びハブ更新業務委託料については、小中学校の老朽化した停電時バックアップ装置並びにネットワーク集線装置の更新予算を計上しております。

144・145ページをお願いします。

タイ王国中学生交流事業支援業務委託料については、タイ王国への訪問・交流の際の支援等に

係る予算を計上しております。13節使用料及び賃借料ですが、デジタル教科書クラウド配信使用料については、学習者用で小学校2校分を計上しております。なお、ほかの小学校1校並びに中学校については国が負担する予定です。入場料については、小中学校を対象とした本物講座実施の際の演劇鑑賞料です。タブレット端末フィルタリングソフトライセンス使用料については、中学生のタブレット端末持ち帰り学習のときのアクセスサイトの制限や個々の端末管理等のためのソフトのライセンス使用料です。14節小学校防犯カメラ設置工事ですが、敷地内に防犯カメラ4台を設置する予算を計上しております。17節備品購入費ですが、スクールバス15台に園児や児童の置き去りを防止するための装置並びに小学校の電子黒板を増設するための予算を計上しております。18節奨学金返還助成金については、これまで認定した7名分を、またタイ王国中学生交流事業補助金についてはタイ王国への訪問・交流参加中学生12名分を計上しております。19節就学援助費ですが、要保護・準要保護児童生徒86名分を見込み計上しております。20節奨学資金貸付金ですが、継続貸付け8名を含む21名分を計上しております。

2項1目学校管理費ですが、本目では小学校の学校保健、施設管理及び環境整備に係る予算を計上しております。

はじめに、小学校の在籍児童数ですが、702名を予定しております。

146・147ページをお願いします。

12節委託料ですが、設計監理委託料については仙南小学校の大規模改修に係る実施設計業務の委託です。

148・149ページをお願いします。

13節事務機器借上料ですが、3小学校の教職員用ノートパソコン72台のリース料です。14節工事請負費ですが、千畑小学校の第2音楽室等の屋根塗装や六郷小学校の避難器具の更新などの予算を計上しております。17節学校備品ですが、年次計画で整備している児童用椅子や机、給食用配膳台のほか、六郷小学校並びに千畑小学校のプールマットの更新予算などを計上しております。

2目の教育振興費ですが、本目では児童の学習並びに運動会や学習発表会などの学校行事に係る予算を計上しております。10節消耗品費ですが、授業等の教材や保健衛生用品、学校行事に係る予算が主なものです。13節事務機器借上料ですが、コピー機や印刷機器、大判プリンター等のリース料です。18節児童派遣費等補助金ですが、各種競技大会やコンクール等への出場経費に対する補助金を計上しております。

3項1目学校管理費ですが、本目では中学校の学校保健、施設管理並びに環境整備に係る予算

を計上しております。

はじめに、在籍生徒数ですが、391名を予定しております。

152・153ページをお願いします。13節事務機器借上料ですが、教職員用ノートパソコン34台のリース料です。17節学校備品ですが、年次計画で整備している美術室の角椅子や卓球台等の更新予算を計上しております。

2目教育振興費ですが、本目では生徒の学習並びに学校祭や体育祭などの学校行事に係る予算を計上しております。10節消耗品費ですが、授業等の教材や保健衛生用品などの予算が主なものです。13節事務機器借上料ですが、コピー機や印刷機器、大判プリンター等のリース料です。18節生徒派遣費等補助金ですが、各種競技大会やコンクール等への出場経費に対する補助金を計上しております。

3項の説明は以上です。

○生涯学習課長（大澤 修君） 4項1目社会教育総務費ですが、152ページから157ページ上段までであります。本目では家庭教育や青少年教育、生涯学習講座や美郷カレッジいきいき大学の開催など各種講座や学習等に要する経費のほか、芸術文化事業として自衛隊コンサートやジャズコンサートの開催、友好都市との芸術文化を通じた交流の実施などに係る経費、学友館での特別展経費を計上しております。また、令和5年度では、新たに小学生を対象とした自然観察登山の実施、野外芸術空間創出に向けた検討を進めることで関連予算を計上しております。

156ページ・157ページをお願いいたします。

2目図書館費ですが、159ページ上段までであります。本目は図書館の管理運営に要する経費が主なものですが、読書推進事業として読書フェスタや手づくり絵本教室の開催、乳児健診の際に絵本を贈るブックスタート事業などの予算を計上しており、令和3年度から継続実施してまいりました美郷大使で絵本作家の永田 萌氏作画による幼児向けの美郷町オリジナル絵本を刊行し、町内在住の3歳から7歳までの幼児児童に無償配布するほか、一般販売する関連予算につきましても計上しております。

158・159ページをお願いいたします。

3目文化財保護費ですが、本目では、歳入でも説明いたしました県営圃場整備事業に係る試掘調査及び後三年合戦関連の遺跡地図作成に係る経費並びに町指定文化財の適切な維持保存に要する経費が主なものであります。また、民俗文化財継承活動推進事業として六郷のかまくら行事及びわら細工や鐘馗様のわら文化に係る映像記録を引き続き行う予算を計上しております。

4目社会教育施設費ですが、158ページ下段から163ページ上段までであります。公民館、学友

館、北・中央及び南ふれあい館並びに歴史民俗資料館等の社会教育施設の管理運営に要する経費が主なものでございます。なお、中央ふれあい館関連経費につきましては令和4年度まで3款1項3目高齢者福祉費で計上しておりましたが、本目に科目替えしております。

160・161ページをお願いします。

12節委託料の設計監理委託料ですが、老朽化している旧中央公園プール管理棟解体工事の実施設計業務が主なものです。

162・163ページをお願いします。

14節工事請負費の各施設改修等工事では、公民館駐車場舗装工事、北ふれあい館多目的ホール屋根塗装工事、南ふれあい館玄関スロープ新設工事のほか、中央ふれあい館のホールに隣接する物品庫を改修し貸し部屋として利用するための改修工事などが主なものとして実施します。17節備品購入費では、中央ふれあい館和室用テーブル・椅子、北ふれあい館の老朽化した乗用草刈り機更新のための購入予算等を計上しております。

5項1目保健体育総務費ですが、162ページから165ページまでであります。本目ではスポーツ振興に要する経費とタイ・バドミントンナショナルチームとの交流事業に要する経費を計上しております。また、企業連携事業としてヨネックス株式会社による親子バドミントン教室やソフトテニスのクリニック並びに株式会社モンベルによる美郷中学校生徒を対象とした登山教室の開催経費を計上しております。また、町が作成したウオーキングパンフレットの活用を図るため、同パンフレットを監修していただきました秋田大学大学院医学系研究科整形外科学講座の協力によるウオーキング教室開催のための経費を計上しております。その他12節には各種スポーツ教室並びに各種スポーツ大会の開催委託料を計上しているほか、18節では各種スポーツ団体への活動支援の補助金等を計上しております。

2目保健体育施設費ですが、164ページから169ページ上段までであります。総合体育館、各地区の体育館、野球場並びに武道館等の体育施設の管理運営に要する経費が主なものでございます。

166・167ページの12節の施設管理委託料につきましては、サン・スポーツランド千畑、屋内スポーツ館並びに宿泊交流館ワクアスの指定管理に要する経費が主なものであります。同じく12節の設計監理委託料では総合体育館の空調設備改修工事実施設計業務に要する経費を計上しております。自転車競技場整備関連では、劣化した走路補修工事を行った後、公認手続を進め、各種大会の受入れに備えてまいります。

2目保健体育施設費の説明は以上でございます。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 3目学校給食費ですが、本目では北並びに南学校給食センターの管理運営費を計上しております。

1日当たりの食数ですが、北並びに南給食センターを合わせますと1,242食を見込んでおります。

10節給食材料費ですが、食材等の高騰が続いていることから、給食の栄養バランス、質並びに量を維持するため、給食費の充実に一般財源を加えて予算を計上しております。12節委託料ですが、設計監理委託料については、北給食センターの空調設備改修に係る施工管理並びに南給食センターの空調改修に係る実施設計の業務委託料です。

170・171ページをお願いします。

給食業務委託料については、給食の調理・配送業務に係る一般社団法人美郷町学校給食会への委託料です。14節工事請負費ですが、北給食センターの空調設備の改修や食缶清浄機のコンベア交換並びに南給食センターのキュービクル塗装などの予算を計上しております。17節給食用備品ですが、南給食センターの多機能加湿調理機器並びに3層シンクの更新予算などを計上しております。

10款の説明は以上です。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、11款1項1目農林水産業施設災害復旧費ですが、10節から15節まで農地等の災害復旧に対応するための関連予算を計上してございます。

○建設課長（高橋博和君） 2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、不測の災害発生に備え、初動に必要な経費を計上しております。

11款は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君） 172・173ページをお願いします。

12款1項公債費ですが、1目は町債の通常償還の元金を計上しております。また2目には町債償還金の利子分と歳計現金に不足が生じた際の繰替え運用に伴う利子分を計上しております。

続いて、13款1項基金費ですが、2行目のふるさと美郷子ども育成基金は、ふるさと納税寄附金の見込み分と利子分を計上しております。そのほかの基金につきましては、利子分を計上しております。

最後に、14款予備費ですが、令和4年度と同額を計上しております。迅速かつ的確な災害対応や町有施設等の円滑な運営と維持管理などに資するため計上するものです。

議案第24号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第24号の説明が終わりました。

説明途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(午後1時50分)

(午後1時59分)

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第2、議案第25号 令和5年度美郷町国民健康保険特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第25号につきまして、ご説明いたします。

予算書は183ページからとなります。

はじめに、概要を申し上げます。令和5年度の総額は22億2,002万8,000円で、令和4年度と比較し、額にして5,723万1,000円、率にして2.5%の減となっております。

被保険者数は、令和5年度は令和4年度より約180人減少の3,850人を想定しております。

保険給付については、療養給付費が令和4年度当初予算に比べ2.5%の減、高額療養費が1.2%の減、総額で2.2%の減と見込んでおります。

県に納入する事業費納付金は、令和5年度分として5億3,586万6,000円が示されており、令和4年度と比較し、額にして2,049万8,000円、率にして3.7%の減となっております。減額となった要因については、秋田県全体における保険給付費の減少が最大の要因であると考えます。

国民健康保険税ですが、普通交付金等公費の動向等を参酌し、令和4年度より1,834万6,000円の減で計上しております。現在のところ、被保険者数、医療費、繰越金、所得及び収納率等不確定要素がございますので、本算定までの間に適正な税率を検討してまいります。

では、歳入からご説明いたしますので、192・193ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税は、県が示した標準保険料と事業費納付金の保険税分を基本に医療費及び公費等の動向を参酌し、令和4年度と比較して、額にして1,834万6,000円、率にして4.7%減額して計上しております。

2款1項1目督促手数料は、令和4年度実績見込みを基に計上しております。

194ページ・195ページをお願いいたします。

3款1項1目災害臨時特例補助金は、存置計上しております。

2目出産育児一時金臨時補助金は新たな国の補助金で、出産育児一時金の事務経費に充当するもので、1件当たり5,000円、10件分を計上しております。

4款1項1目普通交付金は、保険給付費として支払う相当額を県が交付するもので、令和5年度保険給付費の見込みを基に参酌して計上しております。

2目特別交付金は、保健事業等の取組状況及び実績等により県が交付するもので、令和4年度の実績見込みに基づき計上しております。

3目福祉医療基盤強化補助金は、福祉医療費として支出したため国の療養給付費負担金及び調整交付金で減額措置された分に対する県の補助金で、減額措置相当分の2分の1を計上しております。

2項1目財政安定化基金交付金は、災害や景気変動等の特殊事情により国民健康保険会計に財源不足が生じた際に県の財政安定化基金から補助金が交付されることになっているため、存置計上しております。

5款1項1目利子及び配当金ですが、基金の利子見込額を計上しております。

6款1項1目一般会計繰入金は、一般会計から繰入れする分で、1節、2節の保険基盤安定繰入金は、保険者の財政基盤の安定を図るため、保険税軽減分、低所得者層割合に応じた支援分として繰入れするものです。

196ページ、197ページをお願いいたします。

3節は未就学児の均等割保険税軽減分を繰入れするものです。4節は職員給与費等に係る分、5節は出産育児一時金等に係る繰入金でございます。6節財政安定化支援事業繰入金は、低所得者や高齢被保険者が多いなど、被保険者の責めに帰すことができない事情による国保財政の負担増に対する繰入金でございます。

7款1項1目繰越金は、5,000万円を見込んでおります。

8款1項延滞金、加算金及び過料は、存置計上しております。

2項預金利子は、令和4年度実績見込みを基に計上しております。

3項1目一般及び次のページをお願いいたします、2目退職被保険者等第三者納付金は、交通事故などにより保険会社等から支払われる分の受入れとして計上しております。

3目一般及び4目退職被保険者等返納金は、医療費等の返納受入れとして計上しております。

5目一般被保険者指定公費は、高齢受給者証発行者に係る一部負担金の差額の受入れとして存置計上しております。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

200・201ページをお願いいたします。

1 款 1 項総務管理費は事務費、2 項徴税費は税の賦課徴収に関する経費でございます。3 項運営協議会費は国民健康保険事業の運営に関する協議会の経費でございます。

202・203ページをお願いいたします。

2 款 1 項療養諸費は、令和4年度実績見込みや医療費の動向を見通し、計上しております。

2 項高額療養費は、一般被保険者分は実績を基に計上しております。退職被保険者等に係る分は令和元年度で退職被保険者制度が終了し、遡及分のみとなりますので、存置計上しております。

204・205ページをお願いいたします。

3 項移送費は、存置計上しております。

4 項出産育児諸費は、10人分を計上しております。

5 項葬祭諸費は、50人を見込んで計上しております。

6 項傷病手当金は、国民健康保険被保険者である被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため労務に服することができない場合に支給するものでございます。

3 款事業費納付金は、県に納付するもので、県から示された額を計上しております。1 項は医療給付費分を、次のページ中段の2 項は後期高齢者支援分、3 項は介護納付金分でございます。

4 款共同事業拠出金は、退職者医療に係る分を存置計上しております。

208・209ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費は、特定健診に係る費用を計上しております。令和3年度から、若年時から生活習慣病予防し健康意識の向上を図るため、対象を40歳以上の被保険者に加え、30歳と35歳の被保険者も対象に実施しております。

2 項保健事業費は、人間ドックに係る検診委託料及び助成金が主なものでございます。

210・211ページをお願いいたします。

6 款基金積立金は、基金から生ずる利子分を計上しております。

7 款公債費は、存置計上しております。

8 款 1 項 1 目一般及び2 目退職被保険者等保険税還付金並びに4 目一般被保険者還付加算金は、実績に基づき計上しております。

3 目その他償還金は、療養給付費等負担金等の返還金として存置計上しております。

9 款予備費は、100万円を計上しております。

歳出は以上です。

なお、本予算案につきましては、令和5年2月21日に開催しました美郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会において了承をいただいております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第25号の説明が終わりました。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第3、議案第26号 令和5年度美郷町下水道事業特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第26号につきまして、説明します。

予算書は215ページからです。

はじめに、第1条歳入歳出の総額はそれぞれ4億2,982万9,000円です。今年度は農業集落排水飯詰処理区の公共下水道への接続装置等がありますので、前年度と比較して71.8%の増となっております。

第2条の地方債につきましては、後ほど説明をいたします。

第3条は、一時借入金の借入れの最高額を定めたものです。

地方債について説明いたしますので、219ページをお願いします。

流域下水道事業債は流域下水道事業の町負担金分として、資本費平準化債は世代間の負担の公平化のための起債、公共下水道事業債は飯詰処理区の公共下水道への接続工事費用の財源の一部として、記載のとおり、それぞれ限度額、起債の方法などを定めております。

続きまして、歳入を説明します。

224ページ・225ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目受益者負担金は、現年分として14件を見込んで計上し、滞納繰越分は存置としております。

2 款 1 項 1 目使用料は、現年度分954件を計上し、滞納繰越分は滞納分の40%分を計上しております。

2 項 1 目指定店登録の手数料ですが、19件分を計上し、督促手数料は存置としております。

3 款 1 項 1 目 1 節の社会資本整備総合交付金は飯詰処理区の公共下水道への接続及び下水道台

帳の電子化に係る交付金で、補助率は基準額の2分の1となります。

4款1項1目1節一般会計繰入金は、事業債の償還及び各種工事等のために繰り入れるものです。

5款から次の226・227ページの6款2項までの各項目は存置としております。

6款3項雑入は検針メーターのスクラップ収入を計上しております。

7款1項1目下水道事業債の1節から3節までは、先ほど地方債で説明したとおり、借入を予定しております。

歳入は以上です。

続いて、歳出を説明します。

228・229ページをお願いします。

1款1項1目の一般管理費は、職員人件費のほか、事務経費などを計上しております。18節の下水道接続工事費補助金は、10件分を計上しております。令和4年度より、補助率及び補助限度額を引き上げており、水環境の向上のために今後も加入促進に努めてまいります。22節過誤納還付金につきましては漏水等の減免に対応する予算、23節出資金は昨年12月の定例会の議案第51号で議決いただいた連携協約による広域補完組織に対する出資金であります。26節の消費税納付分については見込みにより額を計上しております。

2項施設管理費では、処理施設の維持管理経費のほか、先ほど申し述べました農業集落排水飯詰処理区下水道への接続及び下水道台帳の電子化の経費を計上しております。10節需用費の光熱水費は各施設の電気料で、修繕料は機器などに対するものを計上しております。

次の230・231ページをお願いします。

11節役務費ですが、手数料は水質検査及びメーター交換に係るものとなります。12節委託料ですが、各施設機器や真空ポンプ設備に係る保守点検業務のほか、飯詰地区下水道接続に係る設計監理、下水道台帳電子化に係る費用などを計上しております。14節工事請負費は、各種設備やポンプの更新、公共ますの新設、飯詰処理区下水道接続に係る工事費などを計上しております。17節備品購入費は検針メーターの購入、18節では流域下水道維持管理費に係る負担金を計上しております。

3項1目18節負担金では、流域下水道大曲処理区建設事業費の町負担金と県南地区広域汚泥資源化事業の町負担金を計上しております。

2款1項公債費は償還元金と償還金利子です。

3款1項予備費は200万円を計上しております。

歳出は以上です。

234ページから236ページに給与費明細書、237ページには地方債の現在高及び見込額に関する調書を記載しております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第26号の説明が終わりました。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第4、議案第27号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第27号につきまして、説明します。

予算書は239ページからです。

はじめに、第1条歳入歳出の総額はそれぞれ1億8,281万5,000円です。前年度と比較して1.8%の減となっております。

第2条の地方債につきましては、後ほど説明をいたします。

第3条は一時借入金の借入れの最高額を定めたものです。

地方債について説明いたしますので、243ページをお願いします。

第2表地方債、資本費平準化債は、世代間の負担の公平化のための起債でありまして、記載のとおり、限度額、起債の方法などを定めております。

続きまして、歳入を説明します。

248・249ページをお願いします。

1款1項1目分担金は、新規加入2件分を見込んでおります。

2款1項1目使用料は、現年度分1,341件を計上し、滞納繰越し分は滞納分の18%分を計上しております。

2項1目督促手数料は存置としております。

3款1項1目1節一般会計繰入金は事業債の償還及び一般管理の財源として繰入れするものです。

4款及び5款の各項目はいずれも存置としております。

4款及び次のページ、250・251ページの5款の各項目は、いずれも存置等で計上しております。

6 款町債は、先ほど説明いたしました資本費平準化債の借入れを予定しております。

歳入は以上です。

続いて、歳出を説明します。

252・253ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目の一般管理費は、職員人件費のほか、事務経費などを計上しております。18節の下水道接続工事費補助金は2件分を計上しております。こちらも議案第26号でも説明したとおり、昨年度から補助率及び補助限度額を引き上げており、同様に加入促進に努めてまいります。22節過誤納還付金は漏水等の減免に対応する予算、26節の消費税納付分につきましては見込みにより額を計上しております。

2 項施設管理費では処理施設の維持管理経費を計上しております。10節需用費の光熱水費は各施設の電気料、修繕料は機器などに対するものを計上しております。

次の254・255ページをお願いいたします。

11節役務費ですが、手数料は水質検査及びメーターの交換に係るものとなります。12節委託料ですが、各施設機器やポンプ設備に係る保守点検業務、汚泥処理委託料などを計上しております。14節工事請負費は本堂地区の機器の一部更新経費及び公共ますを新規設置する工事費を計上しております。17節備品購入費は検針メーターの購入、18節では野荒町地区の施設利用組合の運営費補助金1件を計上しております。

2 款 1 項公債費は償還元金と償還金利子です。

3 款 1 項予備費は200万円を計上しております。

歳出は以上です。

256ページから258ページに給与費明細書、259ページには地方債の現在高及び見込みに関する調書を記載しております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第27号の説明が終わりました。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第5、議案第28号 令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第28号につきまして、ご説明いたします。

予算書は261ページからとなります。

はじめに、概要を申し上げます。令和5年度の総額は2億4,163万6,000円で令和4年度と比較いたしまして、額にして1,410万3,000円、率にして6.2%の増となっております。

被保険者数は、令和4年度より28人減の3,999人を想定しております。

療養給付費負担金対象見込額は、令和4年度と比較しまして7.7%減少すると見込んでおります。

では、歳入からご説明いたしますので、268・269ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料は、令和4年度に比べ、額にして1,223万5,000円、率にして8.1%を増額し計上しております。

2款1項1目督促手数料は存置計上としております。

3款1項1目事務費繰入金は、保険料徴収に係る事務経費を一般会計から繰り入れるものでございます。

2目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分として一般会計から繰り入れるものでございます。

4款繰越金は存置計上としております。

5款1項1目延滞金及び2目過料は、令和4年度実績見込みを基に計上しております。

2項1目保険料還付金及び2目還付加算金は、令和4年度実績見込みを基に計上しております。

270・271ページをお願いいたします。

3項預金利子及び4項雑入は、存置計上としております。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

272・273ページをお願いいたします。

1款総務費は保険料徴収に係る事務経費で、納付書の印刷及び郵送料が主なものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は秋田県後期高齢者医療広域連合への納付金で、保険料及び保険基盤安定繰入金等の合算でございます。

3款1項1目保険料還付金は現年度及び過年度分の保険料還付金及び還付加算金で、令和4年度の実績見込みを基に計上しております。

4款予備費は3,000円を計上しております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第28号の説明が終わりました。

◎議案第29号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第6、議案第29号 令和5年度美郷町水道事業会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第29号につきまして、説明をいたします。

予算書は275ページからとなります。

第2条業務の予定量については記載のとおりであります。それぞれ前年比で給水戸数は10戸の減、年間配水量は5万9,000立米の減、1日平均配水量は161立米の減としております。

主な建設改良事業は、千畑中央地区水道の暁地域内における配水管の布設替え工事を予定しております。令和5年度から令和6年度までの予定となっております。また、水道施設管理システム構築業務は水道管路情報など電子化を進めて合理的な維持管理を行うもので、令和元年度より令和5年度までの予定となっております。

第3条収益的収入及び支出は、水道事業経営に係る経常収支で、水道料金収入とその収入を得るために必要な経費となります。内訳は後ほど説明します。

続いて、第4条はこのページの次の276ページと併せて説明をいたします。

資本的収入及び支出は、水道水の安定供給のための建設改良費や企業債の償還元金などとなります。こちらも内訳は後ほど説明をいたします。

なお、本文中の括弧内の起債は、資本的収入及び支出の差額に対して補填の充当を地方公営企業法に基づいて起債するものです。

以下、第5条では企業債の限度額等を定め、第6条では一時借入金の限度額、第7条で議会の議決が必要な経費の種類、第8条は一般会計からの補助金額を記載しております。第9条にあるたな卸資産とは、検針メーターとろ過用の砂のことで、その購入限度額を定めております。

続いて、280ページをお願いいたします。

令和5年度予定キャッシュ・フロー計算書ですが、その事業年度のお金の流れを示すものです。一番下の行ですが、令和5年度において期末残高は3億4,577万7,303円を見込んでおります。

続いて、284ページをお願いします。

令和5年度予定貸借対照表ですが、水道事業の財政状況を明らかにするため、保有する資産、負債及び資本を総括的に表した表となっております。ここでは令和5年度末時点を示してありまして、予算どおりに執行していった場合にどのくらいの資産・負債が残るかを表します。二重線のところ、資産合計は46億7,756万4,764円、負債合計は34億8,242万6,977円、資本合計は11億9,513万7,787円を見込んでおります。

続きまして、右側、285ページ、令和4年度予定損益計算書についてですが、こちらは消費税を含まない額となっております。これによりまして令和4年度末の未処分利益剰余金は4,490万9,604円を予定しております。

続いて、次の286ページをお願いします。

令和4年度予定貸借対照表ですが、この表では令和4年度末時点を示してありまして、どのくらいの資産・負債をもって予算対象年度をスタートするかを表すものです。資産合計は47億8,245万5,359円、負債合計は36億5,293万1,285円、資本合計は11億2,952万4,074円を見込んでおります。

右の287ページには、当会計における重要な会計方針を記載しております。

続きまして、次の288ページから291ページにかけてを説明します。

令和5年度の予算実施計画明細ですが、冒頭で説明の第3条の収益的収入及び支出の内訳となります。

収入の第1款事業収益3億8,920万3,000円のうち、第1項営業収益は水道料金、工事検査手数料などで、第2項営業外収益は主なものとして第2目の他会計からの繰入金の一部、第4目は過去に補助事業により取得した施設や機器などについて、そのとき取得した資産の償却に応じた補助金分を差し入れる額を計上しております。水道料金は昨年度とほぼ同じとしておりますが、冒頭の年間配水量の減少率と異なります。これは、配水管の更新や補修などによる漏水の減少を見込んで年間配水量を推計しているためであります。

支出の第1款事業費用3億7,293万6,000円のうち、第1項営業費用は水を供給するための費用で、施設等の維持管理経費や人件費などでありまして、人件費内訳は281ページから283ページの給与費明細書となります。

290・291ページをお願いいたします。

第2項の営業外費用は、企業債の利息分及び消費税となります。

続いて、次の292・293ページをお願いいたします。

こちらが冒頭で説明の第4条の資本的収入及び支出の内訳となります。

収入の第1款資本的収入1億7,204万2,000円のうち、企業債は建設改良に伴う借入れ、負担金は消火栓設置に係る一般会計からの負担金など、出資金は一般会計からの繰入金のうち、基準内の企業債元金分の2分の1相当額、補助金は国庫補助金であります。

支出の第1款資本的支出3億2,530万5,000円のうち、第1項建設改良費は冒頭で説明した改良工事などに係る費用や検針メーター購入費、第2項企業債償還金は償還元金であります。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第29号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

3月7日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後2時30分)

